令和2年度
工事の入札・契約等について

令和 2年 4月

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure,Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

目　次

■令和2年度　工事の入札・契約　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
1. 工事種別毎の等級区分
2. 競争性確保
3. 担い手確保
4. 働き方改革
5. 生産性向上

■令和2年度　土木工事積算基準改定概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
1. 円滑な施工体制の確保
2. 働き方改革に取り組める環境整備
3. i-Constructionの更なる拡大
4. 改正品確法等を踏まえた積算基準の改定
5. 標準歩掛の改定
【参考】公共工事設計労務単価

■令和2年度　土木工事共通仕様書の改定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　50

■工事の監督・検査等における取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　58

令和2年度　工事の入札･契約

令和2年度の入札・契約見直し方針

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

工事種別毎の等級区分

No.	項目	現　　状	見　直　し　概　要
1	政府調達協定対象工事(WTO)の金額変更	・WTO対象基準額 予定価格　６．８億円以上	・WTO対象基準額 予定価格　６．９億円以上

競争性確保

No.	項目	現　状　と　課　題　等	見　直　し　概　要
2	施工能力評価型Ⅱ型の適用拡大（見直し）	工事難易度Ⅰ及びⅡにおいて、工事内容に大きな違いが無いことをふまえ、手続きの迅速化を目的とした見直しを行う。	３億円未満かつ難易度Ⅱまでを「施工能力評価型Ⅱ型」に適用拡大
3	発注等級区分の特例（見直し）	２億円以上３億円未満かつ難易度Ⅱ以下の工事については、H31年度限定で広島県内発注工事のみ、一般土木の発注等級を「C+B」としていた。競争性確保の観点から、R2も継続するとともに、対象工事の範囲について見直しを行う。	２億円以上３億円未満かつ、難易度Ⅱ以下の一般土木工事で、中国地方整備局管内全域において、競争性を確保した上での適切な施工が見込めない工事の発注等級を「C+B」とする。
4	技能者配置の緩和（見直し）	従来、技能者２名配置の場合に満点評価していたが、分析の結果、技能者の人数により品質確保に大きな差は見受けられないことをふまえ、見直しを行う。	技能者を１名配置することで満点評価を行う。
5	配置予定技術者評価の緩和（見直し）	技術者の同種実績において、は担当技術者としての実績については、技術提案評価型では監理技術者としての実績の１／２評価（施工能力評価型では同等評価）としていた。	若手技術者の育成と更なる競争性確保の観点から、 WTO対象工事以外全ての技術提案評価型、施工能力評価型において現場代理人や担当技術者としての実績を、主任（監理）技術者の実績と同等評価とする。

担い手確保

No.	項目	現　状　と　課　題　等	見　直　し　概　要
6	若手技術者育成型の要件緩和(見直し)	若手技術者を主任（監理）技術者として配置し、専任補助者を配置する場合、総合評価の加算点は専任補助者の技術力で評価を行うが、主任（監理）技術者として配置する若手技術者の競争参加資格として求める同種実績は、当該工事に対し、構造要件や架設要件等を求めているため、実績の少ない若手技術者は配置しづらい状況であった。	・専任補助者をはいちする場合の、若手技術者(配置予定技術者)の競争参加資格の同種工事実績に、構造要件や架設要件を求めない。 ・40歳以下の若手技術者を配置予定技術者として配置する場合、総合評価において加点を行う。
7	女性技術者活用促進型の導入(新規)	建設業に就業する技術者が少なくなり、担い手確保に課題。	・女性技術者を主任（監理）技術者、現場代理人または担当技術者として配置する場合、総合評価において加点を行う。 ・女性技術者の就業状況を考慮して、対象工事を選定

働き方改革

No.	項目	現　状　と　課　題　等	見　直　し　概　要
8	余裕期間制度の見直し	余裕機関の設定を、工期の４０％を越えず、かつ、５ヶ月を超えない範囲で設定していた。	余裕機関の設定を、６ヶ月を超えない範囲で設定。（工期割合の設定なし）
9	週休２日実施宣言企業を評価	週休２日の普及拡大が必要	入札手続きにおいて、「週休２日の実施を宣言」した場合、総合評価において加点を行う。

生産性向上

No.	項目	現　状　と　課　題　等	見　直　し　概　要
10	ICT活用企業を評価	R1.10より、ICT活用実績のある技術者に対し、総合評価で加点する運用を行ってきた。	ICT活用実績のある企業に対しても、新たに総合評価で加点を行う。
11	ICT活用工事の方式見直し	・土工量や予定金額に応じて、発注者指定型、施工者希望Ⅰ型、Ⅱ型を選定。 ・施工者希望Ⅰ型において、活用提案があった場合、総合評価で１点加点。	・ICT土工において、施工者希望Ⅰ型にかわり、中国LightICT活用を必須とした中でICT（５要件）活用の提案が可能となる「施工者選択型」を新設。 ・施工者選択型及び施工者希望Ⅰ型における、ICT（５要件）活用提案があった場合、総合評価で３点加点。
12	中国i-Construction表彰企業を評価	ICTの普及拡大が必要	中国i-Construction表彰（局長表彰）を、総合評価において加点対象とする。

【競争参加資格】入札落札方式と工事種別毎の等級区分

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

◇R2・R3の政府調達協定対象工事の対象額が変更

（予定価格）▲

	R1中国運用	R2中国運用
一般競争入札（政府調達協定対象）	施工実績等の条件を付して公告し、条件を満足している企業は全て入札に参加	
	6．8億円	6．9億円
一般競争入札	政府調達協定対象に対し、等級区分、地域要件、工事成績、その他地整局長が必要と認める事項を新たに追加した条件を付して公告し、条件を満足している企業は全て入札に参加	
	0．6億円	0．6億円
	・原則、全て一般競争入札	・原則、全て一般競争入札

負担行為担当官	01一般土木	02ｱｽﾌｧﾙﾄ	04造　園	07電気設備	その他 ※ﾗﾝｸ無し
	05建　築			08暖冷房衛生設備	03鋼橋上部
	Aﾗﾝｸ				06木造建築
本官（局長）					09Co舗装
	7.2億円	Aﾗﾝｸ		Aﾗﾝｸ	10PC
	Bﾗﾝｸ				11法面処理
			Aﾗﾝｸ		12塗装
3億円	3億円				13維持修繕
					14しゅんせつ
					15ｸﾞﾗｳﾄ
				2億円	16杭打ち
分任官（事務所長）ただし官庁営繕に係るものは2.0億円未満					17さく井
	Cﾗﾝｸ	1.2億円		Bﾗﾝｸ	18ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ建築
		Bﾗﾝｸ			19機械設備
				0.5億円	20通信設備
			0.25億円	Cﾗﾝｸ	21受変電設備
			Bﾗﾝｸ		

（港湾空港関係を除く工事）

【技術者評価】施工能力評価型II型の適用拡大【見直し】

平成24年10月から

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

◇入札手続きの迅速化や省力化を図るため、施工能力評価型Ⅱ型（施工計画を求めない）適用を拡大

■施工能力評価型Ⅰ型：適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事に適用
■施工能力評価型Ⅱ型：施工計画を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事に適用
※R2より、土工工事、一般構造物工事など比較的難易度の低い工事（難易度Ⅱ以下）に適用。
（拡大効果）①手続きの迅速化　：施工能力評価型Ⅰ型よりも5日程度短縮。
②事務作業の省力化：入札参加企業（施工計画作成不要）、発注者（施工計画の審査不要）
■技術提案評価型S 型：施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコスト縮減や品質向上等を図る工事に適用
■技術提案評価型A 型：工事目的物そのものに係る提案を求めることが望ましい工事に適用（内容や難易度を勘案し適用）

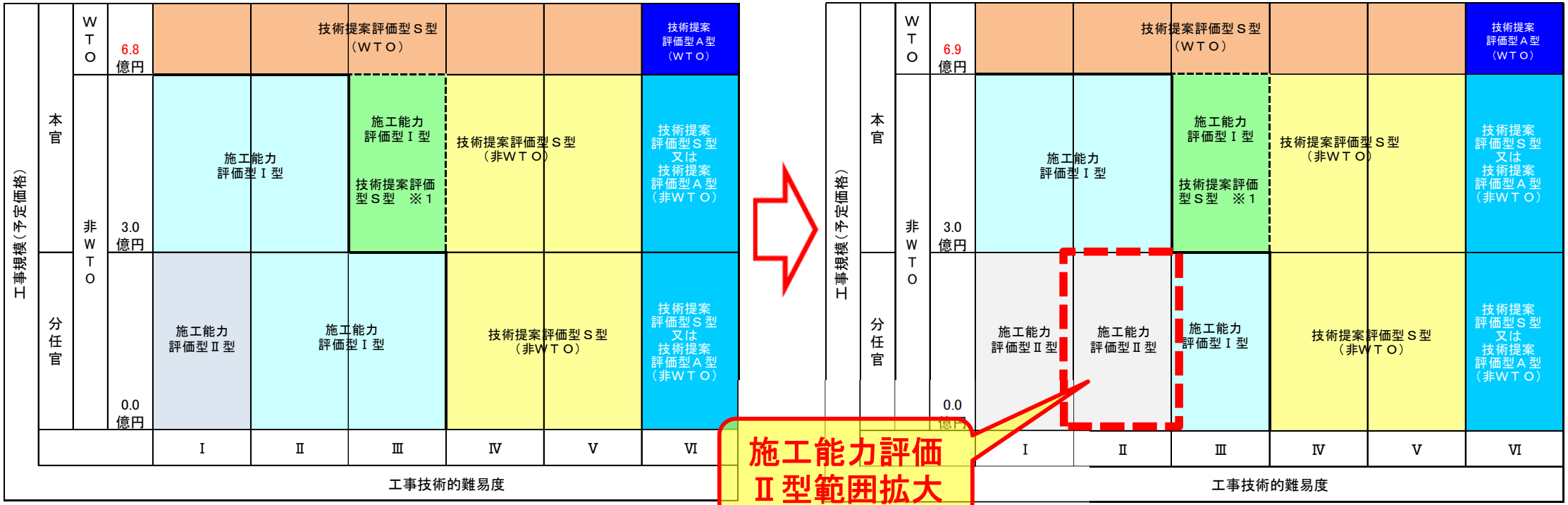

※1　技術的難易度評価の小項目にA評価があり、かつ技術的工夫の余地がある場合。

※1　技術的難易度評価の小項目にA評価があり、かつ技術的工夫の余地がある場合。

【競争参加資格】発注等級区分の特例緩和【見直し】

◇適切な競争性を確保するため、C+B（等級区分）の適用範囲を広島県限定から中国地方整備局管内全域に拡大

■一般土木工事及び建築工事のうち、入札参加者が少なく競争性の確保が見込めない工事においては、工事請負業者選定事務処理要領に基づき直近上位または下位等級を含めた発注を行っている。

■一般土木工事に関する特例（H31~R2）

▸H31～予定価格が2億円以上3億円未満の難易度II以下の工事について、C＋Bに運用拡大。（広島県限定）

▸R2年度は広島県限定から中国地方整備局管内全域に適用地域を拡大。

■その他の工事種別に関する特例

▸入札参加者が少なく競争性の確保が見込めない工事の場合、工事請負業者選定事務処理要領第16四を適用し、直近上位又は下位等級を含めて競争性の確保を図る。

■基本　（一般土木工事・建築工事）

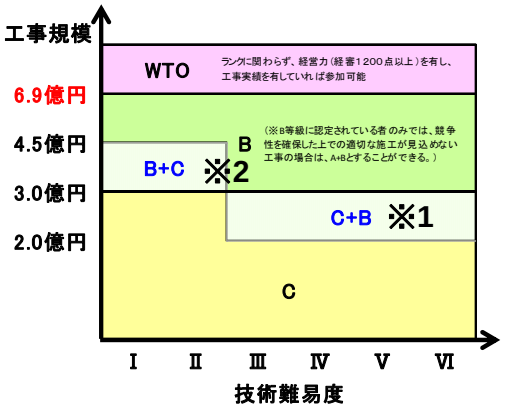

事務処理要領第16四の規定により拡大

■H31~R2限定緩和（一般土木工事のみ）　※建築工事は基本のとおり

【H31：広島県限定】⇒【R2：中国地方整備局管内全域】

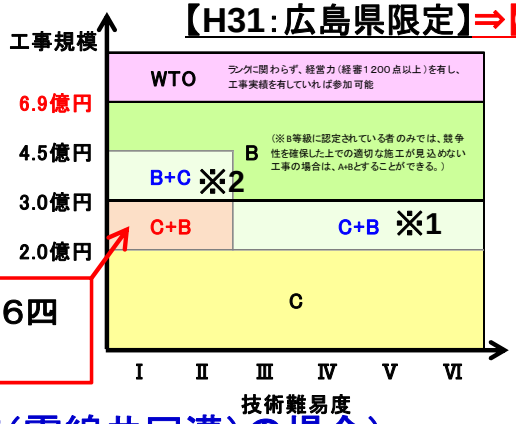

※1　事務処理要領第16三の規定により、C+Bとしている。C等級の者の実績で競争性が十分確保できる場合はC等級のみとできるも のとする。

※2　事務処理要領第16二の規定により、B+Cとしている。B等級の者の実績で競争性が十分確保できる場合はB等級のみとできるものとする。

■事務処理要領第16四の拡大例（アスファルト舗装（電線共同溝）の場合）

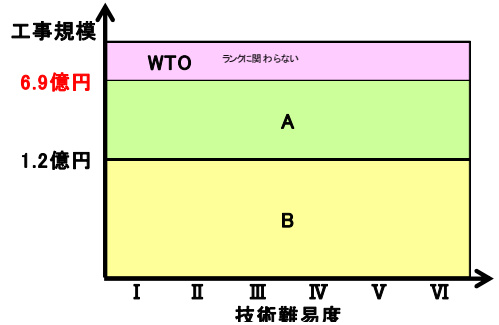

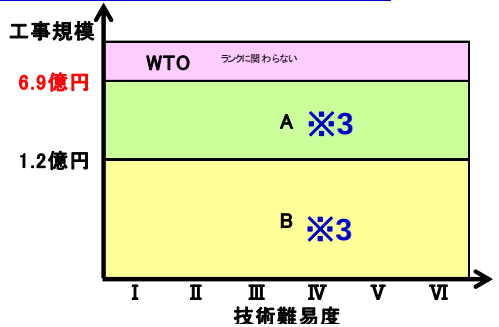

※3　電線共同溝工事等、競争性を確保した上での適切な施工が見込めない工事は、事務処理要領第16四の規定により、A+Bとすることができる。

【企業評価】技能者配置の緩和【見直し】

平成22年度から

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

◇限られた技能者を地域内で有効に活用する観点から、配置する技能者数による加点を拡大

・H22～　・対象工事：一般土木工事（C等級）を対象とした現場従事技術者評価型試行対象工事で評価。
　　・評価対象：建設マスター（土工、とび工、コンクリート工、鉄筋、大工、配管工、機械建設運転工）
　　登録基幹技能者（とび・土工、機械土工、鉄筋、型枠、配管）
・H25～　・対象工事：全ての工事種別を対象とした現場従事技能者評価型試行対象工事で評価（拡大）
　　・評価対象：建設マスター（全52職種）、登録基幹技能者（全30種）（拡大）
・H26～　・対象工事：全工事を対象に「企業の能力等」の中で「**技能者の従事計画**」として評価（拡大）
・H28～　・申請方法の見直し、交代要件の緩和
・R2～　**・従来、技能者配置人数を最大2名としていたところ、最大1名に変更。**
　　（競争性を確保した上での適切な施工が見込めない地域においては評価対象外とする）

申請・評価方法

■評価対象
企業の能力等で評価し原則必須項目とする。

■評価対象
①登録基幹技能者　全ての登録基幹技能者講習修了者を対象とする。（平成31年3月現在　33職種　66,161人）
②建設マスター　全ての建設マスター顕彰者を対象とする。（平成31年3月現在　53職種　9,633人）
※対象工事の工種を幅広く設定し、対象技能者を広く求めるものとする。
評価の対象とする技能者は、当該工事の競争参加希望者が雇用している者又は下請予定者とする。ただし、
配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）は評価の対象とはしない。

■評価点
いずれかの建設技能等を配置する場合に評価。
・登録基幹技能者
・建設マスター

2名以上：1点
1名：0.5点
0名：0点

⇒

1名以上：1点
0名：0点

■交代要件
病気、死亡又は退職等の特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合としていたものを、特別な理由を問わず交代を認めるものとする。

【技術者評価】配置予定技術者評価の緩和【見直し】

平成24年9月から

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

◇競争性の確保の観点から、担当技術者の同種実績の評価を緩和

■現場代理人（H21～）及び担当技術者（H24～）としての同種工事経験については、品質確保の観点から主任（監理）技術者の1／2を総合評価における加点としてきた。

■平成24年10月から、技術的特性や競争性確保の観点から段階的に、現場代理人や担当技術者としての実績を、主任（監理）技術者としての実績と同等評価を行うよう緩和してきたところである。

■令和2年度より、更なる競争性の確保の観点から、**更なる緩和**を実施する。

対象工事：　WTO対象工事以外の、**施工能力評価型・技術提案評価型（S型）**

緩和内容：　**担当技術者としての実績を主任（監理）技術者や現場代理人の実績と同等評価**

《緩和対象工事　拡大のイメージ》

■平成29年度より

過去の実績＼発注方式	施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）	技術提案評価型（S型）
主任（監理）技術者としての実績	実績を評価	実績を評価
現場代理人としての実績	主任（監理）技術者と同等評価	主任（監理）技術者と同等評価
担当技術者としての実績	主任（監理）技術者と同等評価	主任（監理）技術者の1／2評価

■令和2年度より

過去の実績＼発注方式	施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）	技術提案評価型（S型・WTO除く）
主任（監理）技術者としての実績	実績を評価	実績を評価
現場代理人としての実績	主任（監理）技術者と同等評価	主任（監理）技術者と同等評価
担当技術者としての実績	主任（監理）技術者と同等評価	主任（監理）技術者と同等評価

範囲拡大

（これまでの経緯）

■平成24年9月より

過去の実績＼発注方式	施工能力評価型（Ⅱ型）	施工能力評価型（Ⅰ型）	技術提案評価型（S型・WTO除く）
主任（監理）技術者としての実績	実績を評価	実績を評価	実績を評価
現場代理人としての実績	主任（監理）技術者の1／2評価	主任（監理）技術者の1／2評価	主任（監理）技術者の1／2評価
担当技術者としての実績	主任（監理）技術者の1／2評価	主任（監理）技術者の1／2評価	主任（監理）技術者の1／2評価

■平成24年10月より

過去の実績＼発注方式	施工能力評価型（Ⅱ型）	施工能力評価型（Ⅰ型）	技術提案評価型（S型・WTO除く）
主任（監理）技術者としての実績	実績を評価	実績を評価	実績を評価
現場代理人としての実績	主任（監理）技術者と同等評価	主任（監理）技術者の1／2評価	主任（監理）技術者の1／2評価
担当技術者としての実績	主任（監理）技術者と同等評価	主任（監理）技術者の1／2評価	主任（監理）技術者の1／2評価

■平成27年度より

過去の実績＼発注方式	施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）	技術提案評価型（S型・WTO除く）
主任（監理）技術者としての実績	実績を評価	実績を評価
現場代理人としての実績	主任（監理）技術者と同等評価	主任（監理）技術者の1／2評価
担当技術者としての実績	主任（監理）技術者と同等評価	主任（監理）技術者の1／2評価

【多様な発注方式】若手技術者育成型の要件緩和【見直し】

平成26年度から

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

◇若手技術者の活用促進による「やり甲斐向上」を図るため、若手技術者の同種実績の要件を緩和

■配置予定技術者の評価は経験豊富な技術者が高評価となるため、若手技術者が主任（監理）技術者に登用されにくい状況。
■品質を確保しつつも、担い手確保のために若手技術者が工事実績を積む機会の確保を目的に、**若手技術者を主任（監理）技術者に配置する場合、経験豊富な専任補助者を配置し評価出来る工事**を試行。
■H26より、本官工事（WTO対象を除く）を対象に試行を行ってきたが、主任（監理）技術者として配置する若手技術者の競争参加資格として求める同種実績は、当該工事に対し、構造要件や架設要件等の同種性を求めていたため、実績の少ない若手技術者は配置しづらい状況になっていた。
■R2より、以下内容の見直しを行う。
①若手技術者がより登用されやすくするため、専任補助者を配置する場合に限り、**若手技術者（配置予定技術者）の同種工事実績（競争参加資格）に、構造要件や架設要件等を求めないよう緩和**する。
②対象工事を、**全ての本官工事（WTO対象を含む）に拡大**する。
③ 40歳以下の若手技術者を配置予定技術者として配置する場合、総合評価において加点を行う。

■対象工事

本官工事（WTO対象含む）

■評価方法

- 専任補助者を配置する場合、専任補助者を「技術者の能力等」の評価対象とする。
- **40歳以下の若手技術者を配置予定技術者として配置する場合、総合評価において1.0点加点**

■技術者配置の条件

（H26～）　※専任補助者を配置する場合

	専任補助者	若手技術者（配置予定技術者）
技術者資格	■主任（監理）技術者となりうる資格	■主任（監理）技術者となりうる資格 ■審査基準日時点で満40歳以下
同種実績 （競争参加資格）	■競争参加に必要な同種工事実績 （トンネル工事の場合） ・NATMによる施工実績 ・トンネル内空断面積●●m2以上 ・トンネル施工延長●●m以上 （橋梁上部工事の場合） ・●活荷重又はTL-●以上 ・橋梁形式が●●橋 ・最大支間長が●●m以上	■競争参加に必要な同種工事実績 （トンネル工事の場合） ・NATMによる施工実績 ・トンネル内空断面積●●m2以上 ・トンネル施工延長●●m以上 （橋梁上部工事の場合） ・●活荷重又はTL-●以上 ・橋梁形式が●●橋 ・最大支間長が●●m以上
配置期間	■配置予定技術者（主任（監理）技術者）を専任で配置すべき期間と同期間	■主任（監理）技術者として専任配置すべき期間
その他	■現場代理人との兼務可能	

（R2～）見直し

	専任補助者	若手技術者（配置予定技術者）
技術者資格	■主任（監理）技術者となりうる資格	■主任（監理）技術者となりうる資格 ■審査基準日時点で満40歳以下
同種実績 （競争参加資格）	■競争参加に必要な同種工事実績 （トンネル工事の場合） ・NATMによる施工実績 ・トンネル内空断面積●●m2以上 ・トンネル施工延長●●m以上 （橋梁上部工事の場合） ・●活荷重又はTL-●以上 ・橋梁形式が●●橋 ・最大支間長が●●m以上	■競争参加に必要な同種工事実績**（緩和）** （トンネル工事の場合） ・**トンネル工事の施工実績** （橋梁上部工事の場合） ・**鋼橋上部工事の施工実績**
配置期間	■配置予定技術者（主任（監理）技術者）を専任で配置すべき期間と同期間	■主任（監理）技術者として専任配置すべき期間
その他	■現場代理人との兼務可能	

【多様な発注方式】女性技術者活用促進型【新規】

令和2年度から

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

◇建設業の女性の進出のため、女性技術者の配置による加点評価

■平成27年8月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立、また、平成27年4月に、「次世代育成支援対策推進法」（時限立法）が令和7年度末まで延長されたところ。

■上記の社会的情勢も踏まえ、各産業において女性の進出・活躍が進んでいるが、**建設業での女性進出は**横ばい傾向であり、**他産業と比べ女性進出が進んでいない。**

■令和2年度より、建設業界における担い手の確保ならびに女性技術者の現場への進出・活躍推進を図るため、**女性技術者を主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに配置する場合、総合評価において加点評価**する。（地域の実情を考慮して対象工事を選定。）

＜対象工事＞

■技術提案評価型S型（WTO対象工事を除く）

■施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型（チャレンジ型、営繕チャレンジ型、地域防災担い手確保型を除く）

＜評価方法＞

■主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者として**女性技術者を配置する場合**に、**総合評価で加点。【1.0点】**
※ 現場代理人、担当技術者として配置する場合、資格や同種実績の要件を求めない。

＜評価の担保＞

■受注者の責により、配置されていないと判断された場合、女性技術者活用の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定を減点する。

※審査基準日以降、病休、妊娠、産前・産後休業、育児休業、介護休業、死亡、退職等により配置出来なくなり、発注者が認めた場合を除く。

【多様な発注方式】余裕期間制度の活用拡大【見直し】

平成27年度から

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

◇工期設定の柔軟化により受注機会の拡大のため、余裕期間を延長

■余裕期間（契約日の翌日から工期の始期）の長さを『工期の40%を超えず、かつ、5ヶ月を超えない範囲』から『6ヶ月を超えない範囲（工期割合の設定なし）』に緩和

①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式

②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式

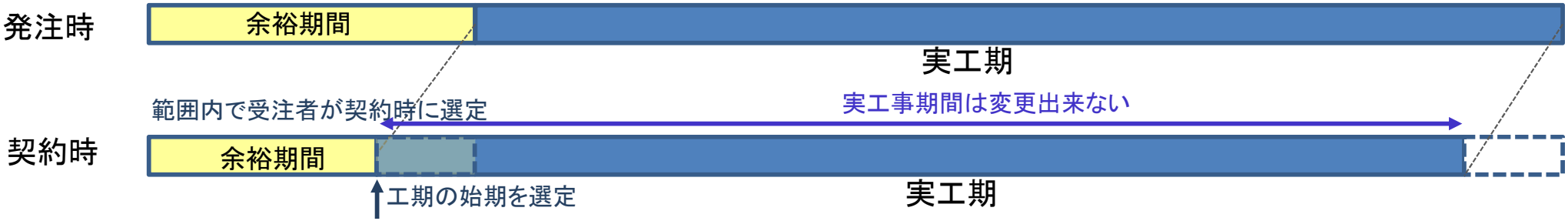

③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式

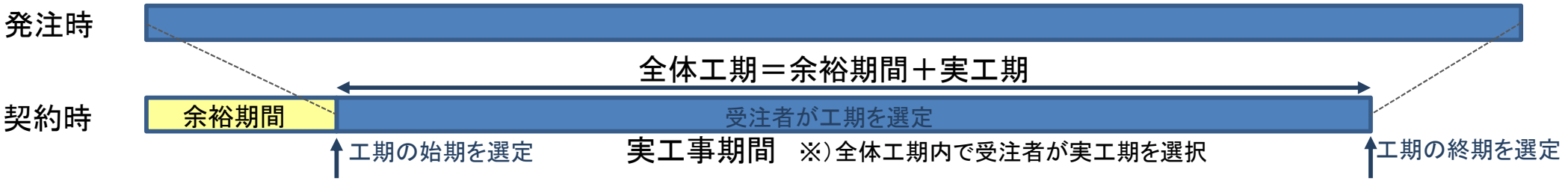

注1）余裕期間の長さ：6ヶ月を超えない範囲
注2）技術者の配置：（1）余裕期間：技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入不可）
（2）実工期・実工事期間 ： 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

■技術者配置の考え方

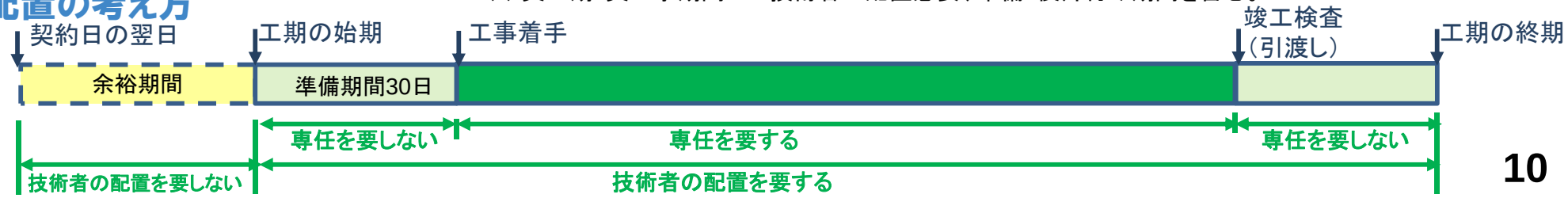

【企業評価】週休2日実施宣言企業を評価【新規】

令和2年度から

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

◇建設業の働き方改革推進のため、週休2日制の普及・拡大

■週休2日制は平成27年度より段階的に取り組みを拡大し、R4年度末までに全ての工事で週休2日を実施する計画としている。
■ H31年度より新たに維持工事等を考慮した交代制の導入。
■令和元年10月より週休2日を実施した工事を、総合評価において加点評価する取り組みを開始。
■R2年度より、企業の取り組みが促進されることを目的として、「週休2日の実施を宣言」した場合、総合評価で加点を行う。

■対象工事

総合評価落札方式において週休2日の実施が受注者希望方式の工事全て（チャレンジ型、地域防災担い手確保型除く）

※発注者指定方式：　一般土木工事のうち、本官発注工事
PC上部工事の全て
鋼上部工事の全て

※受注者希望方式：　上記以外

《選定フロー》

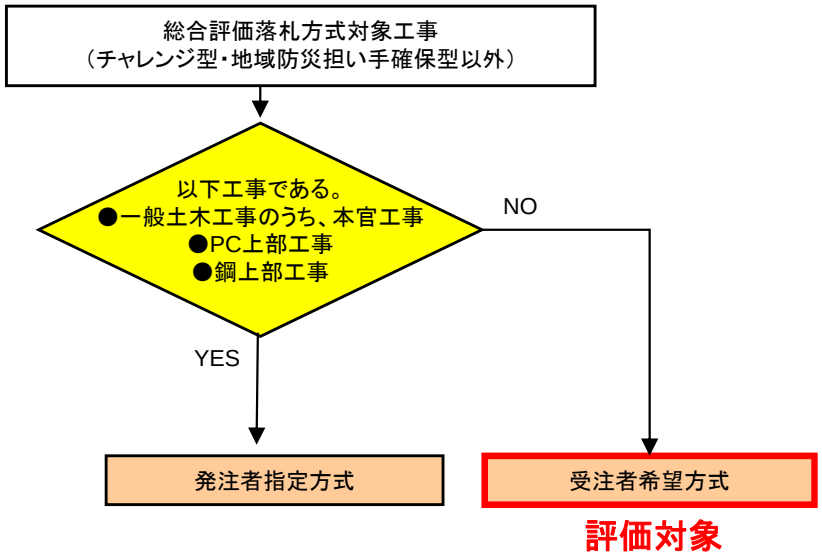

■評価方法

○総合評価において「週休2日実施宣言書」を提出した場合、企業の能力等で加点（2.0点）
○週休2日は4週6休以上の休暇取得とする（4週6休・7休・8休の区分にかかわらない）

■評価の担保

○受注者の責により実施されていないと判断された場合は、週休2日実施宣言の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定を減点

【企業評価・技術者評価】ICT活用企業・技術者の実績評価【見直し】

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

令和元年10月から

◇ICT活用企業を増やすため、企業のICT活用実績を評価

■これまでH27年度にICT工事の試行を行い、H28年度より一層の普及促進を図るため、発注方式を創設。
■また令和元年10月より、ICT活用実績のある技術者を、総合評価における技術者の能力等において加点を行ってきたところ。
■令和2年度より、ICT普及の更なる取り組みを目的として、**ICT活用実績のある企業を総合評価における企業の能力等において加点**を行う。

■ICT活用証明書発行対象工事

①H27以降に完成したICT活用工事

②H30年度以降に完成した中国Light ICT活用工事

※ICT活用工事とは、3次元の「起工測量、設計データ作成、ICT建設機械施工、出来形等施工管理、納品」の5要件を実施する工事。（小型ICT建設機械施工含む）

※中国Light ICT活用工事とは、5要件の内、出来形等施工管理を必須とし、その他を任意で実施出来る工事。

■ICT活用証明書による評価対象工事

●中国地方整備局発注における全てのICT対象工事（WTO対象工事を除く）
（技術提案評価型S型、施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型）

■インセンティブ期間

・企業のICT活用証明書又はLightICT活用工事証明書発行後、1年間
配点：最大1点加点（企業の能力等）
・技術者のICT活用証明書又はLightICT活用工事証明書発行後、2年間
配点：最大1点加点（技術者の能力等）
・審査基準日（申請書の提出期限）で証明書の有効期限を確認

■ICT活用証明書発行対象工事

企業の能力等・技術者の能力等
においてそれぞれの証明書で3段階評価

技術者の能力等（最大1点）
（技術者の証明書）

対象区分	評価
ICT活用工事証明（小型ICT建機施工含む）	1.0
Light ICT活用工事証明	0.5
証明なし	0

企業の能力等（最大1点）
（企業の証明書）

対象区分	評価
ICT活用工事証明（小型ICT建機施工含む）	1.0
Light ICT活用工事証明	0.5
証明なし	0

■ICT活用証明書

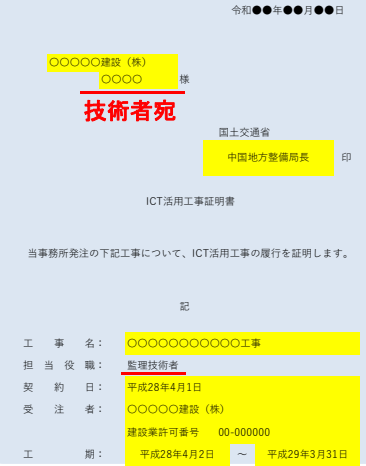
令和●●年●●月●●日
○○○○○建設（株）
○○○○ 様
技術者宛
国土交通省
中国地方整備局長 印
ICT活用工事証明書
当事務所発注の下記工事について、ICT活用工事の履行を証明します。
記
工事名：○○○○○○○○○○工事
担当役職：監理技術者
契約日：平成28年4月1日
受注者：○○○○○建設（株）
建設業許可番号 00-000000
工期：平成28年4月2日 ～ 平成29年3月31日

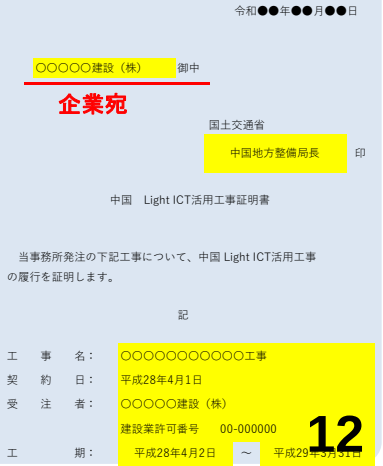
令和●●年●●月●●日
○○○○○建設（株） 御中
企業宛
国土交通省
中国地方整備局長 印
中国 Light ICT活用工事証明書
当事務所発注の下記工事について、中国 Light ICT活用工事の履行を証明します。
記
工事名：○○○○○○○○○○工事
契約日：平成28年4月1日
受注者：○○○○○建設（株）
建設業許可番号 00-000000
工期：平成28年4月2日 ～ 平成29年3月31日

【参考】 中国Light ICTについて

平成31年度から

■ ICT活用工事は、**5要件**（**起工測量、設計データ作成、ICT建機による施工、出来形管理等施工管理、電子納品**）必須
■小規模工事は、現ICT活用工事の取組内容（実施要領）では経費の面で乖離が大きいとの意見が多い
■**ICT未経験企業等**においても、ICTを**気軽に経験**することで、**更なる活用促進を促す**ため、５要件を必須とせず、ICT建機を使わずともICT活用実績として認める**「中国 Light ICT」**を試行的に導入する。
■ICT活用によるメリットを体験していただくことで、地方公共団体発注工事も含めた**ICT活用工事の更なる拡大を目的**とした試行工事を行う。

中国LightICT活用工事

■**「中国LightICT活用工事」とは**、ICT活用5要件（起工測量、設計データ作成、ICT建機による施工、出来形管理等施工管理、電子納品）のうち、**「出来形管理等施工管理」を必須とし、その他の活用を任意**とするもの。

必須実施項目　選択実施項目

○ICT活用工事　5要件

起工測量 | 設計データ作成 | ＩＣＴ建機施工 | 出来形管理等施工管理 | 電子納品

○中国 Light ICT

起工測量 | 設計データ作成 | ＩＣＴ建機施工 | 出来形管理等施工管理 | 電子納品

【多様な発注方式】ICT活用工事の促進【ICT土工】【見直し】

平成28年度から

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

◇ICT活用を促進させるため、ICT土工の対象工事を拡大

■平成28年度よりi-Constructionにおける「ICTの全面的な活用（ICT土工）」の一層の普及推進を図るため、
入札契約手続きとして「ICT活用工事（発注者指定型及び施工者希望Ⅰ・Ⅱ型）」を行っている。
■令和元年度より、施工者希望Ⅱ型において中国LightICTの活用提案も工事成績において評価。
※中国Light　ICT活用工事とは、5要件の内、出来形等施工管理を必須とし、その他を任意で実施出来る工事。
■**令和2年度より、中国LightICT活用を必須としたうえで、ICT（5要件）活用を施工者が入札手続き時に提案できる、「発注者指定Ⅱ型」を新設。**（従来の発注者指定型は、発注者指定Ⅰ型に名称変更）
■**総合評価において、ICT（5要件）活用を提案した場合、技術者の能力等において加点を行う。**

発注方式イメージ

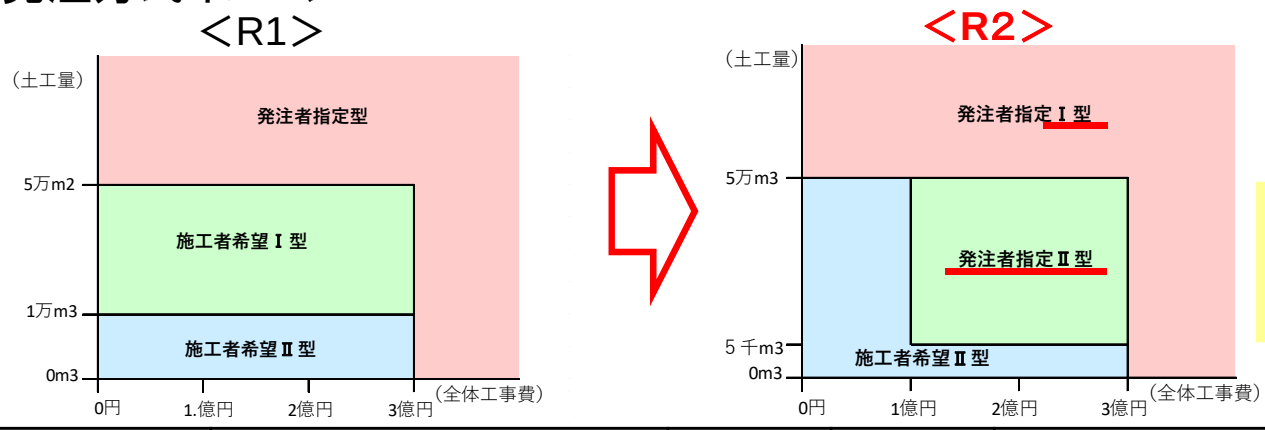

＜関連工事＞
ICT土工の関連工事として、受注者からの提案により下記をICTにより実施することができる。
・作業土工（床堀）、法面工、付帯構造物設置工、地盤改良工

発注者指定Ⅱ型を新設
・中国LightICT又はICT（5要件）どちらか 一方を選択
・ICT（5要件）活用を選択した場合、総合評価で加点

○：必須　△：提案により実施　－：実施不可

型式	対象工事	中国LightICT	ICT（5要件）活用	総合評価	工事成績	ペナルティ
発注者指定Ⅰ型	3億円以上の土工工事または 土工量5万㎥以上の工事 発注者がICT(5要件)活用を指定	－ （不可）	○ 必須	加点評価なし。	創意工夫で評価。	工事成績評定において減点（契約違反）
発注者指定Ⅱ型	1億円以上3億円未満かつ、 土工量5千m3以上5万m3未満の工事 発注者が中国LightICT活用を指定 入札手続き時にICT(5要件)活用の提案が可能	○ 必須	△ 入札参加時提案により実施	ICT活用（5要件）提案がある場合、技術者の技術力等において加点。（3点） ※中国LightICTは加点無し。	創意工夫で評価。	工事成績評定において減点。 ・ICT（5要件）提案有→ICT（5要件）未実施で履行義務違反 ・ICT(5要件)提案無→中国LightICT未実施で契約違反
施工者希望Ⅱ型	3億円未満で土工量5千㎥未満または 1億円未満で土工量5万㎥未満 契約後、受注者の提案により実施可能	△ 契約後提案により実施	△ 契約後提案により実施	加点評価なし。	創意工夫で評価。	なし

【多様な発注方式】ICT活用工事の促進【ICT舗装】【見直し】

平成29年度から

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

◇ICT活用を促進させるため、ICT舗装の対象工事を拡大

■平成29年度よりi-Constructionにおける「ICTの全面的な活用」の一層の普及推進を図るため、ICT舗装を追加。
入札契約手続きとして「ICT活用工事（発注者指定型及び施工者希望Ⅰ・Ⅱ型）」を行っている。

■令和元年度より、施工者希望Ⅱ型において中国LightICTの活用提案も工事成績において評価を行う。
※中国Light ICT活用工事とは、5要件の内、出来形等施工管理を必須とし、その他を任意で実施出来る工事。

■令和2年度より、施工者希望Ⅰ型の適用範囲を1．2億円以上に拡大

発注方式イメージ

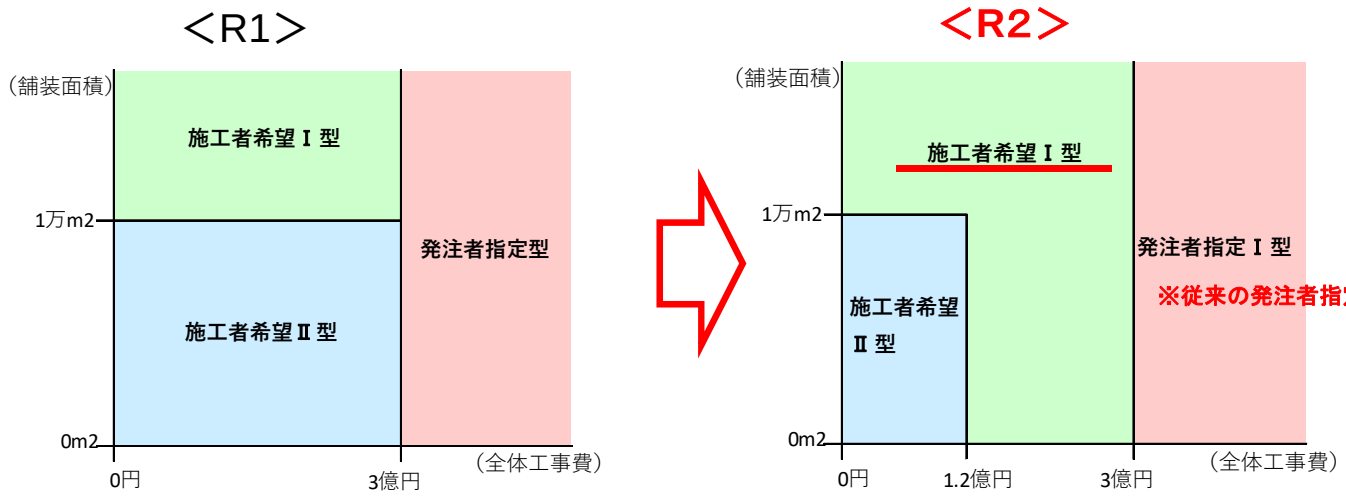

施工者希望Ⅰ型の適用拡大
（1．2億円以上）

※従来の発注者指定型を発注者指定Ⅰ型に名称変更

○：必須　△：提案により実施　－：実施不可

型式	対象工事	中国LightICT	ICT（5要件）活用	総合評価	工事成績	ペナルティ
発注者指定Ⅰ型	3億円以上の工事 発注者がICT活用を指定	－ （不可）	○ 必須	加点評価なし。	創意工夫で評価。	工事成績評定において減点（契約違反）
施工者希望Ⅰ型	1．2億円以上3億円未満または、 舗装面積1万m2以上の工事 入札手続き時における活用提案により実施	△ 契約後 提案により実施	△ 入札参加時 提案により実施	ICT活用（5要件）提案がある場合、技術者の技術力等において加点。（3点）	創意工夫で評価。	工事成績評定において減点。（履行義務違反）
施工者希望Ⅱ型	1．2億円未満で舗装面積1万m2未満の工事 契約後、受注者の提案で実施可能	△ 契約後 提案により実施	△ 契約後 提案により実施	加点評価なし。	創意工夫で評価。	なし

【企業評価】中国i-Construction表彰企業を評価 【新規】

令和2年度から

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

◇ICT活用を促進させるため、中国i－Construction表彰を評価

■ICT活用を推進するため、令和元年度、中国地方整備局において、ICTの取り組み実績が顕著な企業に対し、**中国i-Construction表彰（局長表彰）を行う**。

■令和2年4月より入札公告を行う工事から、総合評価において加点を行う。

＜対象工事＞
■技術提案評価型（WTO対象工事を除く）
■施工能力評価型（チャレンジ型、営繕チャレンジ型、地域防災担い手確保型を除く）

＜評価方法＞
■入札手続きにおいて、中国i-Construction表彰を確認できる場合、総合評価において中国地方整備局発注工事における過去2ヶ年の表彰有として加点を行う。
（加点内容）
・技術提案評価型（S型）　　：1点～2点
・施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）：3点～4点
※試行の対象数により、表彰に係る加点割合が異なります。
■優良工事施工団体表彰・安全管理優良請負者表彰・難工事施工団体表彰と重複評価は行わない。

【企業評価】維持修繕工事等の受注実績を評価【見直し】令和元年～令和３年度限定

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

令和2年1月から

・「防災・減災、国土強靱化のための3ヶ年緊急対策」や「平成30年7月豪雨災害」における災害復旧工事等により、広島県・岡山県を中心とした地域において、急激に工事量が増加。
・作業環境の厳しい維持修繕工事等において、企業が入札への参加を敬遠する傾向が見られ、継続的な維持管理等に懸念。
・令和2年1月より、敬遠されがちな維持修繕等を安定的に実施することを目的として、維持修繕工事等を受注実績をもつ企業を、総合評価における企業の能力等において加点を行う。

■発注対象工事

〇分任官発注の一般土木工事、維持修繕工事、法面処理工事
（チャレンジ型、地域防災担い手確保型、営繕工事を除く）
〇令和2年1月1日以降に公告を行う工事。

■評価対象となる受注実績

〇中国地方整備局発注において、以下工事を契約した実績。
●維持修繕工事（全工事）
●法面処理工事（全工事）
●一般土木工事のうち、交差点改良工事、歩道整備・設置工事（現道工事）、電線共同溝工事（現道工事）、
砂防堰堤工事（堰堤本体　工・前提保護工・土石流堆積工・渓流保全工(流路工)、管理用道路工）
〇令和2年1月1日以降に契約を行う工事。

■評価方法

〇評価対象工事実績がある場合、件数に応じて企業の能力等で加点（最大2.0点）

■インセンティブ期間

〇評価対象工事契約後１年間。
〇審査基準日（申請書の提出期限）時点で契約していることを確認。

＜評価対象工事の件数＞

対象区分	評価
①3件以上	2.0
②2件	1.0
③1件	0.5
④0件	0

企業の能力等において4段階評価

直轄工事における新技術の活用促進について

・ICT活用を推進するとともに、新技術活用が図られ、新たな技術開発が活性化される好循環が起きることにより、生産性向上や、激甚化・頻発化する災害への対応、担い手確保等に資することを目的に、令和２年度から直轄工事において新技術の活用を促進する。

※新技術の活性化による新技術に関する事務手続きの増加への対応として、手続きの効率化に取り組み中。

・対象工事：直轄土木工事（港湾空港関係除く）を対象とする。ただし、不調不落の発生状況等を踏まえ、適用が困難と判断される工事は対象外とする。
・対象時期：令和2年4月1日以降に入札公告を行う工事に適用するものとし、実施時期については、大臣官房技術調査課と調整。

【現状】

A.発注者が、発注段階で新技術活用を求めるもの
①発注者指定型（費用計上）
　１）BIM/CIM活用工事、ICT活用工事
　２）発注者指定型（個別技術指定）
②新技術導入促進（Ⅰ）型（費用計上なし）
③新技術導入促進（Ⅱ）型（費用は一部別途計上）
B.受注者が契約後に新技術を活用するもの
①設計図書に基づき、受注者が希望する場合、協議して活用（費用計上）
（BIM/CIM、ICT活用工事）
②承諾により活用（費用計上なし）
（施工者希望型でのNETIS活用）

【今後】

①ICT活用型
　BIM/CIM活用工事、ICT活用工事
②発注者指定型
　１）発注者指定型（NETIS,テーマ設定型、マッチング）
　２）新技術導入促進（Ⅱ）型
③発注者指定型（選択肢提示型）・・・新設
　●設計図書にテーマと複数の新技術を提示し、契約後、施工者が新技術を選択
④施工者選定型・・・新設
　●受注者は、新技術を原則１つ以上選定して活用

※従前の施工者からの提案による新技術活用は施工者選定型として取り扱う。

令和2年度
土木工事積算基準改定概要

（4月1日適用）

令和2年度 土木工事積算基準改定概要

1. 円滑な施工体制の確保

- ○ 現道上の工事等における施工地域補正の改定
- ○ 時間的制約を受ける積算方法の見直し
- ○ 大規模災害における復興係数・復興歩掛（継続）

2. 働き方改革に取り組める環境整備

- ○ 週休2日の労務費、機械経費（賃料）、間接工事費の補正
- ○ 新たな労務単価の割増し

3. i-Constructionの更なる拡大

- ○ ICT施工における積算基準の拡充
- ○ ICT活用工事における小規模施工の積算対応
- ○ ICT施工の新規工種に係わる積算要領について

4. 改正品確法等を踏まえた積算基準の改定

- ○ 工期と連動した間接工事費の設定
- ○ 除雪工における積算方法の改定
- ○ 労災補償に必要な保険契約における保険料の積算方法
- ○ 墜落制止用器具（フルハーネス型）の原則化に伴う対応

1．円滑な施工体制の確保

現道上の工事等における施工地域補正の改定

国土交通省

○ 現道上の工事で一般交通の影響を受ける工事や、運搬費・安全費などの費用が割高となる市街地での工事について、より実態に即した積算を可能とするため、施工地域補正を改定。

共通仮設費の施工地域を考慮した補正の改定

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	対象	工種区分		
大都市(1)	東京特別区，横浜市，大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事	2.0	1
大都市(2)	札幌市，･･･(中略)･･･，福岡市の市街地　部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区，横浜市，大阪市の市街地部については，鋼橋架設工事，下水道工事(1),(2)のみ対象とする。	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事(1),(2)	1.5	2
市街地(DID 補正)(1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.3	3
一般交通影響有り(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000　台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	全ての工種(※)	1.3	4
一般交通影響有り(2)	一般交通影響有り(2)以外の車道において車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	全ての工種(※)	1.2	5
市街地(DID 補正)(2)	市街地(DID　補正)(1)で適用となる工種　区分以外で，市街地部が施工箇所に含まれる場合。	市街地(DID 補正)(1)以外(※)	1.2	6
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するた　めに指定した地区，及びこれに準ずる地区の場 合。	全ての工種(※)	1.3	7

共通仮設費の改定

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	対象	工種区分		
大都市(1)	東京特別区，横浜市，大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事	2.0	1
大都市(2)	札幌市，･･･(中略)･･･，福岡市の市街地　部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区，横浜市，大阪市の市街地部については，鋼橋架設工事，下水道工事(1),(2)のみ対象とする。	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事(1),(2)	1.5	2
市街地(DID 補正)(1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.4	3
一般交通影響有り(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000　台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事		
一般交通影響有り(2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事		
市街地(DID 補正)(1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事 ~~電線共同溝工事~~ ~~道路維持工事~~ ~~舗装工事~~ ~~橋梁保全工事~~	1.3	4
一般交通影響有り(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000　台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工事(※)	1.3	5
一般交通影響有り(2)	一般交通影響有り(2)以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工事(※)	1.2	6
市街地(DID 補正)(2)	市街地(DID　補正)(1)で適用となる工種　区分以外で，市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工事(※)	1.2	7
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するた　めに指定した地区，及びこれに準ずる地区の場 合。	全ての工種(※)	1.3	8

現道上の工事等における施工地域補正の改定

国土交通省

現場管理費の施工地域を考慮した補正の改定

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	対象	工種区分		
大都市(1),(2)	札幌市，･･･(中略)･･･，福岡市の市街地　部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区，横浜市，大阪市の市街地部については，鋼橋架設工事，下水道工事(1),(2)のみ対象とする。	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事(1),(2)	1.2	1
市街地(DID 補正)(1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.1	2
一般交通影響有り(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000　台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	全ての工種(※)	1.1	3
一般交通影響有り(2)	一般交通影響有り(2)以外の車道において車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	全ての工種(※)	1.1	4
市街地(DID 補正)(2)	市街地(DID　補正)(1)で適用となる工種　区分以外で，市街地部が施工箇所に含まれる場合。	市街地(DID 補正)(1)以外(※)	1.1	5
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するた　めに指定した地区，及びこれに準ずる地区の場 合。	全ての工種(※)	1.0	6

現場管理費の改定

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	対象	工種区分		
大都市(1),(2)	札幌市，･･･(中略)･･･，福岡市の市街地　部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区，横浜市，大阪市の市街地部については，鋼橋架設工事，下水道工事(1),(2)のみ対象とする。	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事(1),(2)	1.2	1
市街地(DID 補正)(1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.2	2
一般交通影響有り(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000　台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事		
一般交通影響有り(2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事		
市街地(DID 補正)(1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事 ~~電線共同溝工事~~ ~~道路維持工事~~ ~~舗装工事~~ ~~橋梁保全工事~~	1.1	3
一般交通影響有り(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000　台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工事(※)	1.1	4
一般交通影響有り(2)	一般交通影響有り(2)以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工事(※)	1.1	5
市街地(DID 補正)(2)	市街地(DID　補正)(1)で適用となる工種　区分以外で，市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工事(※)	1.1	6
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するた　めに指定した地区，及びこれに準ずる地区の場 合。	全ての工種(※)	1.0	7

※ 直接工事費約1億円の舗装工事の場合、
工事価格 約164百万円→約168百万円(約400万円:2.7%)増

時間的制約を受ける積算方法の見直し

国土交通省

土木工事において、現場条件により継続的に時間的制約を受け、標準作業時間（8時間）を確保することができない場合の積算方法として、労務費の補正を行う。

時間的制約を受ける積算のイメージ

（昼間施工で時間的制約を受ける場合の例）

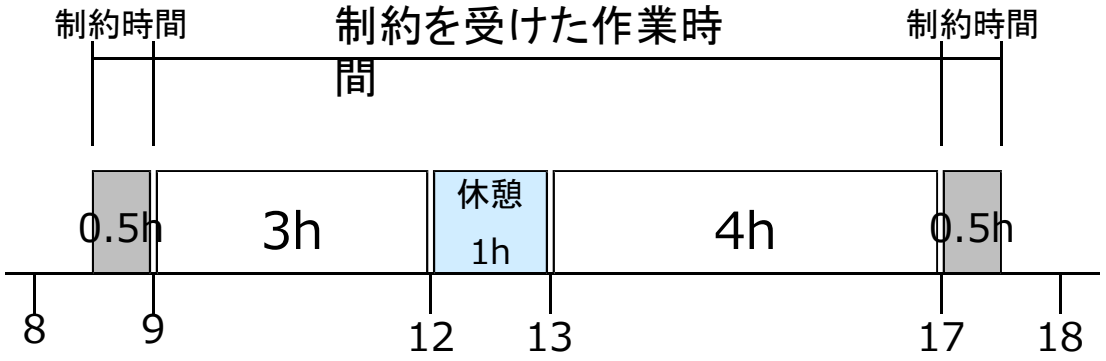

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合※1	1.06
時間的制約を著しく受ける場合※2	1.14

※1：作業時間が、7時間/日を超え7.5時間/日以下
※2：作業時間が、4時間/日以上、7時間/日以下

設計労務単価 ＝ 基準額 ×**補正割増し係数**
＝ 基準額 ×**1.14**

時間的制約条件

① 現道の交通量の多い時間帯
② 通勤・通学の時間帯
③ 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
④ 工事現場周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等

以上の時間帯を避けた施工を行う場合。

ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週〇曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

砂防工事等の山間部の工事を想定して、要件を追加

① 現道の交通量の多い時間帯
② 通勤・通学の時間帯
③ 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
④ 工事現場周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等
⑤ 山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等

①～④の時間帯を避けた施工を行う場合又は⑤の制約を受ける場合。

ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週〇曜日のみ）を受ける 場合は適用しない。

※ 直接工事費約1億円の砂防・地すべり工事で時間的制約を著しく受ける場合は、工事価格 約200万円（約1.3%）増

大規模災害における復興係数・復興歩掛（継続）

国土交通省

○ 被災地では、機労材の調達等による間接工事費の支出の増大や工事量の増大による資材やﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ等の 不足から作業効率が低下する実態を踏まえ、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入。

被災地における施工確保対策

		東日本大震災	熊本地震	平成30年7月豪雨
復興係数 間接工事費 を補正	適用時期	H26.2.3	H29.2.1 (H29.11.1一部引き上げ)	R1.8.19
	対象工種	全ての土木工事	全ての土木工事	全ての土木工事
	対象地域	被災3県（岩手・宮城・福島）	熊本県内	広島県内
	補正率	共通仮設費：1.5	共通仮設費：~~1.4（阿蘇・上益城）~~ ~~1.1（その他県内）~~	共通仮設費：1.1
		現場管理費：1.2	現場管理費：1.1	現場管理費：1.1
復興歩掛 歩掛の日当 たり標準作 業量を補正	適用時期	H25.10.1	H29.2.1	R1.8.19
	対象工種	土工、コンクリート工	土工	土工
	対象地域	被災3県（岩手・宮城・福島）	熊本県内	広島県内
	補正率	土工：標準作業量を20%低減 コンクリート工：標準作業量を 10%低減	土工：標準作業量を20%低減	土工：標準作業量を20%低減

令和2年度も現行の復興係数・復興歩掛を継続

２．働き方改革に取り組める環境整備

週休2日の労務費、機械経費（賃料）、間接工事費の補正

国土交通省

○ 週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し。
○ 受注者希望方式における積算方法を、現場閉所の達成状況に応じた設計変更から、発注者指定方式 と同様に 当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行う。

週休2日工事の実施状況

	H29	H30	H31･R1	(R1.9時点) 発注者指定	受注者希望	交代制モデル
公告件数	3,841	6,485	4,902	407	4,370	125
実施件数	1,106	3,129	2,458	215	2,159	84
実施率	29%	48%	50%	53%	49%	67%

週休2日の補正係数

(H31･R1年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.01	1.03	1.04
現場管理費	1.02	1.04	1.05

(R2年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	**1.02**	1.03	1.04
現場管理費	**1.03**	1.04	**1.06**

※週休2日対象工事の中から一部の工事を抽出し、発注部局の協力のもと、建設業所管部局において下請への賃金の行き渡りについて調査

新たな労務単価の割増し

国土交通省

○ 休日割増を導入
○ 契約後、受注者の法定休日について報告を貰う

土木工事標準積算基準書（改定案）

第2章 工事費の積算

① 直接工事費

3 労務費

労務費は，工事を施工するに必要な労務の費用とし，その算定は次の(1)から(4)によるものとする。

(1)所要人員
＜略＞

(2)労務賃金
＜略＞

(3)夜間工事の労務単価
＜略＞

(4)休日作業の労務単価 緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増し
(基準額×割増対象賃金比×0.35)を加算するものとする。

※法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の休日

（参考）労働基準法【抜粋】

（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等）
第三十三条
災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第三十二条から前条まで若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

2 前項ただし書の規定による届出があつた場合において、行政官庁がその労働時間の延長又は休日の労働を不適当と認めるときは、その後にその時間に相当する休憩又は休日を与えるべきことを、命ずることができる。

3 公務のために臨時の必要がある場合においては、第一項の規定にかかわらず、官公署の事業（別表第一に掲げる事業を除く。）に従事する国家公務員及び地方公務員については、第三十二条から前条まで若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。

（参考）労働基準法に基づく割増賃金率表

種類	支払う条件	割増率
時間外（時間外手当・残業手当）	法定労働時間（1日8時間・週40時間）を超えたとき	25%以上
	時間外労働が限度時間（1か月45時間、1年360時間等）を超えたとき	25%以上（※1）
	時間外労働が1か月60時間を超えたとき（※2）	50%以上（※2）
休日（休日手当）	法定休日（週1日）に勤務させたとき	35%以上
深夜（深夜手当）	22時から5時までの間に勤務させたとき	25%以上

（※1）25%を超える率とするよう努めることが必要です。
（※2）中小企業については、当分の間、適用が猶予されています

3．i-Constructionの更なる拡大

ICT施工における積算基準の拡充

国土交通省 i-Construction

ICT施工のフロー

共通仮設費（技術管理費） → 見積のバラツキ

共通仮設費（技術管理費） → 見積のバラツキ

直接工事費（賃料） → 賃料の地域差

共通仮設費（技術管理費）・保守点検費・システム初期費

共通仮設費（技術管理費） → 経費の乖離

①ドローン等による3次元測量

②3次元測量データによる設計・施工計画

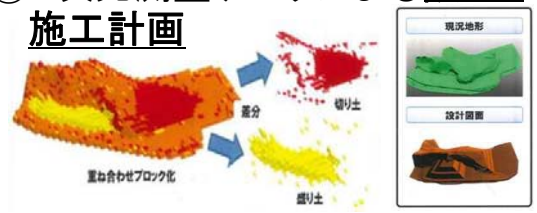

③ICT建設機械による施工

④検査の省力化

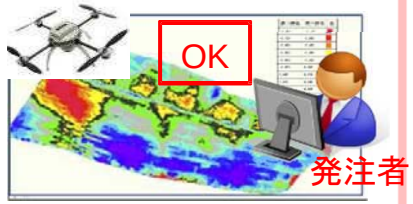

⑤ 3次元データ納品

現　行

	項　目	計上項目	積算方法
①	3次元起工測量	共通仮設費	見積徴収 による積上げ
②	3次元設計データ作成	共通仮設費	見積徴収 による積上げ
③	ICT建機施工	直接工事費	損料または賃料
	（保守点検）	共通仮設費	算定式 による積上げ
	（システム初期費）	共通仮設費	定額 による積上げ
④	3次元出来形管理	共通仮設費	率計上（通常工事と同率）
⑤	3次元データ納品	共通仮設費	率計上（通常工事と同率）
その他	社員等従業員給与手当や外注経費等	現場管理費	率計上（通常工事と同率）

改　定

積算方法の改定
見積徴収
見積徴収
市場の単価を反映
算定式
定額
補正係数の設定
補正係数の設定
補正係数の設定

共通仮設費補正	1.2
現場管理費補正	1.1

※直接工事費 約1億円の河川工事の場合、
工事価格 約153百万円→約155百万円（約200万円:1.3%）増（ICT建機賃料の改定含む）

（参考）ICT施工における積算基準【現行】

国土交通省 i-Construction

①3次元起工測量　②3次元設計データの作成費用の計

5－3　3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合に計上するものとし，必要額を適正に積上げるものとする。

③ICT土工の建設機械経費の積算基

5－1　保守点検

ＩＣＴ建設機械の保守点検に要する費用は，次式により計上するものとする。

ICT掘削の場合

（1）掘削（ＩＣＴ）※［ＩＣＴ建機使用割合 100%］

$$\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.05\text{(人/日)} \times \frac{\text{施工数量(m3)}}{\text{作業日当り標準作業量 (m3/日)}} \times \frac{100}{100}$$

（注）施工数量はＩＣＴ建機により施工する掘削土量とする。作業日当り標準作業量は「第Ｉ編第 14 章その他④作業日当り標準作業量」の標準作業量による。

（2）路体（築堤）盛土（ＩＣＴ），路床盛土（ＩＣＴ）

$$\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.07\text{(人/日)} \times \frac{\text{施工数量(m3)}}{\text{作業日当り標準作業量 (m3/日)}}$$

（注）作業日当り標準作業量は「第Ｉ編第 14 章その他④作業日当り標準作業量」のＩＣＴ標準作業量による。

5－2　システム初期費

ＩＣＴ施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用，システムの初期費用等，貸出しに要する全ての費用は，以下のとおりとする。

（1）掘削（ＩＣＴ）※［ＩＣＴ建機使用割合 100%］　対象機械：バックホウ

598,000 円／式

（2）路体（築堤）盛土（ＩＣＴ），路床盛土（ＩＣＴ）　対象機械：ブルドーザ

548,000 円／式

ICT掘削の場合

④3次元出来形管理に要する費用の計

2－7　技術管理費

（2）　積算方法

技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は，前記(1)の 1)，2)，3)のうち下記項目とする。

①　品質管理基準に記載されている試験項目（必須・その他）に要する費用

②　出来形管理のための測量，図面作成，写真管理に要する費用

③　工程管理のための資料の作成等に要する費用

③ICT土工の建設機械単価(H31年度)

①掘削（ＩＣＴ）、法面整形（ＩＣＴ）

ICT掘削の場合

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
ＩＣＴバックホウ（クローラ型）	標準型・超低騒音型・排出ガス対策型(2011 年規制)山積 0.8m3(平積 0.6m3)	62,000 円／日（賃料）	
	標準型・排出ガス対策型（第一次基準値）山積 1.4m3（平積 1.0m3）	損料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上

②路体（築堤）盛土（ＩＣＴ）、路床盛土（ＩＣＴ）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
ＩＣＴブルドーザ	排出ガス対策型(2011 年規制)・湿地７ｔ級	32,000 円／日（賃料）	
	排出ガス対策型(2011 年規制)・湿地１６ｔ級	41,300 円／日（賃料）	

⑤3次元データの納品

（2）　積算方法

技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は，前記(1)の 1)，2)，3)のうち下記項目とする。

①　品質管理基準に記載されている試験項目（必須・その他）に要する費用

②　出来形管理のための測量，図面作成，写真管理に要する費用

③　工程管理のための資料の作成等に要する費用

④　完成図，マイクロフィルムの作成及び電子納品等（道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を除く）に要する費用

ICT活用工事における小規模施工の積算対応

国土交通省 i-Construction

○ 現場条件により、標準のICT施工機械（クローラ型山積0.8m3）が施工現場に搬入できない、又は配置できない場合などは、標準積算によらず見積りを活用するなど適正な予定価格を設定。

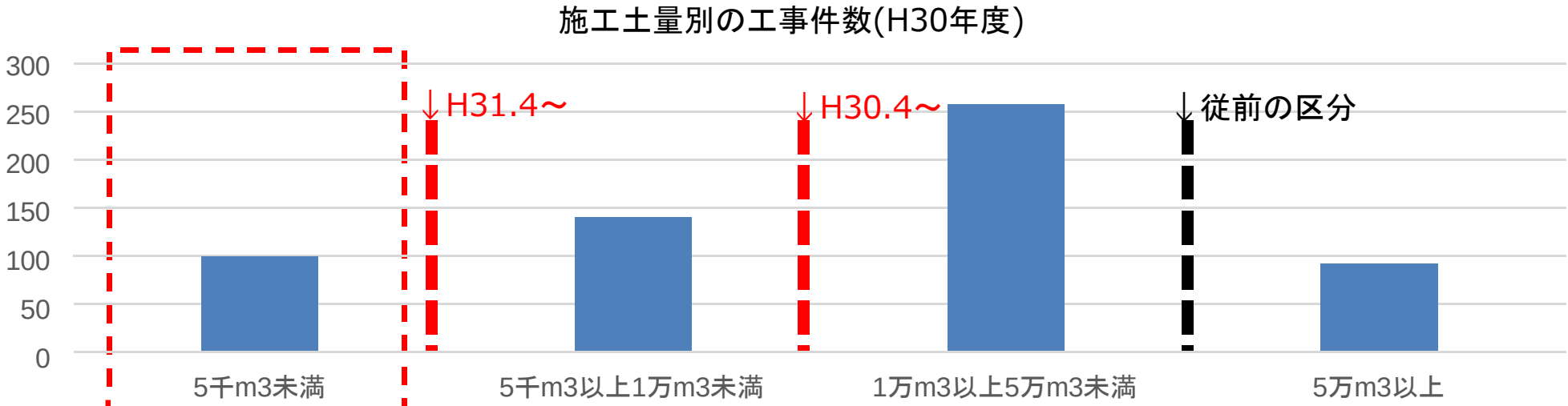

日当り施工量【レキ質土・砂・砂質土・粘性土】×【障害なし】	250㎥/日	290㎥/日	350㎥/日	550㎥/日

現場条件により、標準のICT施工機械※よりも 規格の小さい施工機械を用いる場合は、標準積算によらず見積りを活用

標準のICT施工機械を活用する場合、5,000m3未満の工事 における日当たり施工量には、施工土量による差は見られない。

※バックホウクローラ型山積0.8m3

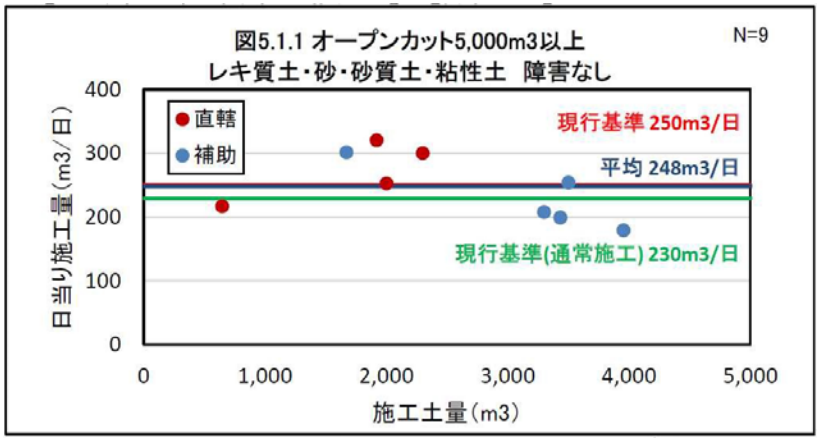

ICT施工の新規工種に係わる積算要領ついて

国土交通省 i-Construction

○ ICTの新規工種として、地盤改良工（深層混合）の「スラリー撹拌工（ICT）」、舗装工（修繕工）の「切削オーバーレイエ（ICT）」の2工種を制定

ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針（積算要領等）WEBサイト
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html

○スラリー撹拌工（ICT）

【ICT施工の概要】本施工は、セメント及び石灰系固化材のスラリー材（セメントミルク又はモルタル）を圧送・注入し、原地盤と撹拌・混合することにより改良体（コラム）を造成する工法において、地盤改良機の位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による施工用データと の差分を用いて、作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術による地盤改良工である。

【制定内容】 コスト比較（ICT／通常）・・・平均1．03（0．96～1．09）

○施工位置決めの効率化による日当たり施工量の制定 杭長が
　短い場合の日当り施工本数が効率化することを反映
　※杭長9m未満かつ日当り施工本数11本以上で7～19%効率化
○ICT建設機械経費加算額の制定
　ICT地盤改良機に取付る各種機器及び地上の基地局・管理局の賃料
○システム初期費の制定
　ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者へ貸出しに要する費用

（従来）誘導員による位置決め

（ICT）施工位置のガイダンス画面

○切削オーバーレイエ（ICT）

【ICT施工の概要】本施工は、出来形計測の省力化を図ることが出来るシステムを用いた、ICT路面切削機によるアスファルト路面の切削作業である。

路面切削機の位置及び刃先の位置をリアルタイムに取得した、施工履歴データと3次元設計データとの差分による出来形管理を行うものである。

【制定内容】 コスト比較（ICT／通常）・・・平均1．02（1．01～1．02）

○ICT建設機械経費加算額の制定 施工履歴データ取得に必要な各種機器及び地上の基地局・管理局の賃料
○システム初期費の制定
　ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者へ貸出しに要する費用

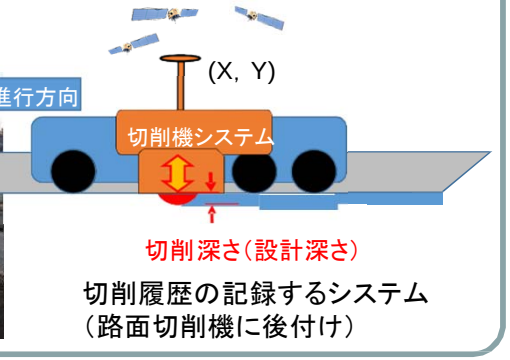

切削履歴の記録するシステム
（路面切削機に後付け）

4. 改正品確法等を踏まえた積算基準の改定

工期と連動した間接工事費の設定

国土交通省

○ 現状、一時中止に伴う増加費用等の積算の基準は整備されているが、一時中止の有無にかかわらず、受注者に責任がない中で工期を延期した場合（天候要因等の場合）の積算基準を整備。
○ 施工実態に即して、算定方式の係数を見直す。

改 定

□ 算定方法

$$G = dg \times J + \alpha$$

G：~~中止期間中の~~工期延期に伴う現場維持等の費用（受注者の責によるものを除く） dg：~~中止~~工期延期に係る現場経費率（%）

J：対象額（~~一時中止~~工期延期時点の契約上の現場管理費対象純工事費）
α：積上げ費用

$$dg = \left[A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^{b} + N} \right)^{B} - \left(\frac{J}{a \times J^{b}} \right)^{B} \right\} \right] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

N：~~中止日数（日）ただし，部分中止の場合は，部分中止に伴う工期延期日数。~~
工期延期日数（受注者の責によるものを除く）
R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）A，B，a，
b：各工種毎に決まる係数（別表－1）

※本基準を適切に運用できるよう、発注時に天候要因による休日日数を条件明示する。

現 行

「河川工事」の事例

工種区分	係数A			係 数 B	係 数 a	係 数 b
	地方部（一般交 通等の影響なし）	地方部（一般交通等影 響有）山間僻地離島	市街地（ＤＩＤ地区・準 ずる地区			
河川工事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311

改 定

工種区分	係数A					係数B					係数a	係数b
	一般交通影 響無し	一般交通影響有り（1）	一般交通影響有り（2）	市街地（DID補 正）(2)	山間僻地及 び離島	一般交通影 響無し	一般交通影響有り（1）	一般交通影響有り（2）	市街地（DID補 正）(2)	山間僻地及 び離島		
河川工事	1901.4	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615

※ 純工事費約2億円の河川工事で約20日間の工期延期をした場合は約146万円が約150万円へ約4万円（約2%）増

除雪工における積算方法の改定

国土交通省

○ 施工実態調査の結果を踏まえ、道路除雪工の歩掛を改定。
○ 除雪作業は維持工事に含めて発注することが多いことから、通常4月に行う歩掛改定を次 年度の早期発注に間に合うように、年度内に歩掛の一部改定を行う。
○ 改定歩掛の適用は令和2年2月1日以降に契約締結する工事とする。

現　行

除雪機械1時間当たり単価表

名　称	単位	数量
運転手（特殊・一般）	人	1/T
助手 （特殊作業員・普通作業員）	人	1/T
土木一般世話役	人	(1/T)/5
機械付労務 （特殊作業員・普通作業員）	人	
除雪機械	h	1
付属品損耗費	h	1
燃料費	L	
諸雑費	式	1

改　定

除雪機械1時間当たり単価

名　称	単位	数量
運転手（特殊・一般）	人	1/T
助手 （特殊作業員・普通作業員）	人	1/T
除雪作業世話役 （土木一般世話役）	人	**(1/T)/3**
機械付労務 （特殊作業員・普通作業員）	人	
除雪機械	h	1
付属品損耗費	h	1
燃料費	L	
諸雑費	式	1

労災補償に必要な保険契約における保険料の積算方法

国土交通省

○ 改正品確法において、労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映が法定化されたことを踏まえ、全工種区分の現場管理費を改定。
※併せて、入札説明書において労災補償に必要な保険の付保を要件化

●公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律　概要

<審議の経緯>
R1.5.28 衆議院本会議可決（全会一致）
R1.6.7 参議院本会議可決（全会一致）
R1.6.14 公布・施行

背景・必要性

1．災害への対応
○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

2．働き方改革関連法の成立
○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

3．生産性向上の必要性
○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

4．調査・設計の重要性
○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要

1．災害時の緊急対応の充実強化
【基本理念】災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
【発注者の責務】
①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

2．働き方改革への対応
【基本理念】適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮
【発注者の責務】
①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
②公共工事の施工時期の平準化に向けた、
債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等
【公共工事等を実施する者の責務】適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

3．生産性向上への取組
【基本理念、発注者・受注者の責務】情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

4．調査・設計の品質確保
公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

5．その他
(1)発注者の体制整備
① 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
② 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等
(2)工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【基本理念】
(3)公共工事の目的物の適切な維持管理【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

現場管理費率（算定式）の改定

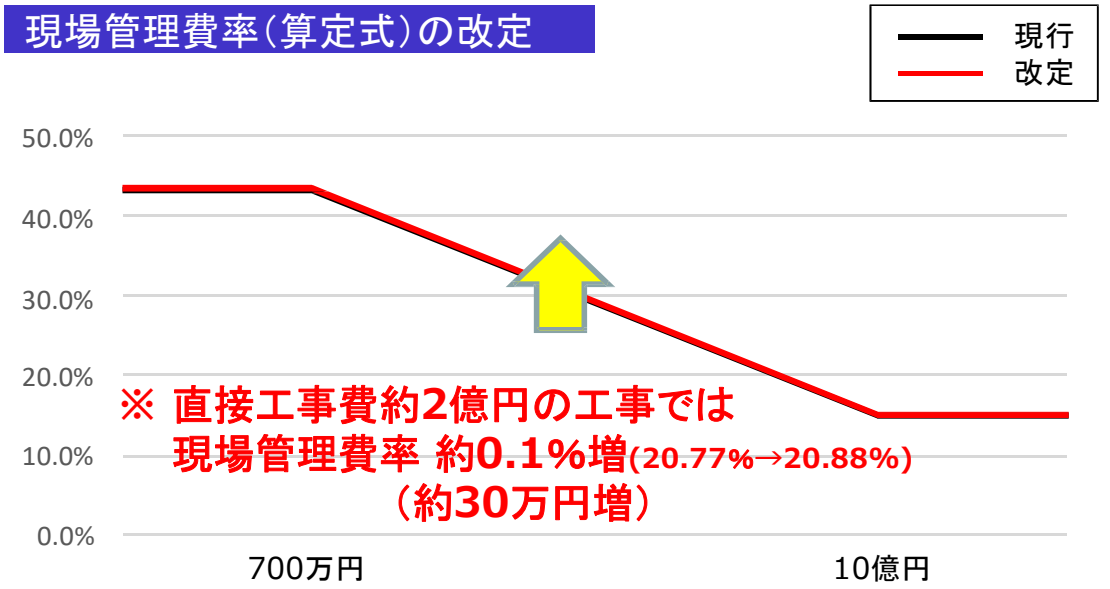

現　行　「河川・道路構造物工事」の事例

工種区分	700万円 以下	700万円を超え10億円以下	10億円を 超えるもの
河川工事	43.20%	1270×Ｎｐ$^{-0.2145}$	14.90%

改　定

工種区分	700万円 以下	700万円を超え10億円以下	10億円を 超えるもの
河川工事	43.43%	1276.7×Ｎｐ$^{-0.2145}$	14.98%

墜落制止用器具(フルハーネス型)の原則化に伴う積算対応

国土交通省

○ 安全衛生法関係法令が改正(平成31年2月施行)され、墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが 原則となった。
○ 現行の安全帯の使用は、令和4年1月1日までの猶予期間があり、その間の費用計上方法は実績変更により計上。
○ 共通仮設費の率計上に向けて、次年度から諸経費動向調査を実施する。

安衛法令等の改正

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正		★公布			★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正		★公布			★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能(2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能(2022(平成34)年1月1日まで)																✕
安全帯の規格改正					★適用日①(2月1日)				★適用日②(8月1日)								
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能(2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能								販売可能								✕
特別教育規程の改正		★告示			★適用日(2月1日)												

費用計上のイメージ

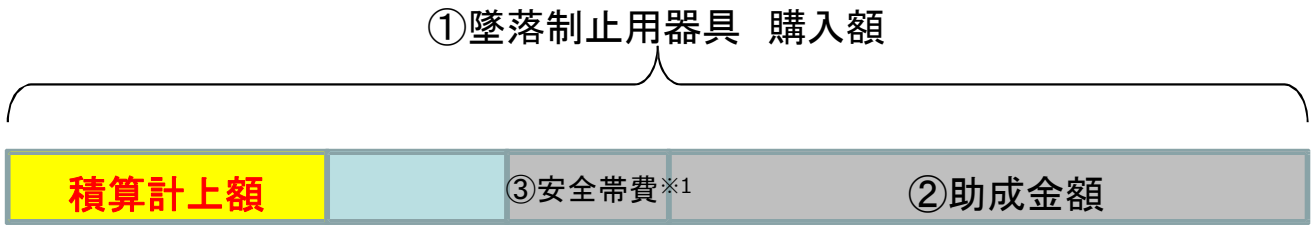

[計算式]

$$積算計上額=(①-②-③)\times\frac{当該工事における使用年数}{耐用年数}\times購入数量$$

※1安全帯費:共通仮設費の率分に計上されている額を控除

土木工事標準積算基準　改定スケジュール

国土交通省

○ 契約書上の入札日が3/1以降の案件から適用

※入札日が3/31以前の案件は、旧基準のまま予定価格を算定し、契約後に変更。

新基準の適用パターン

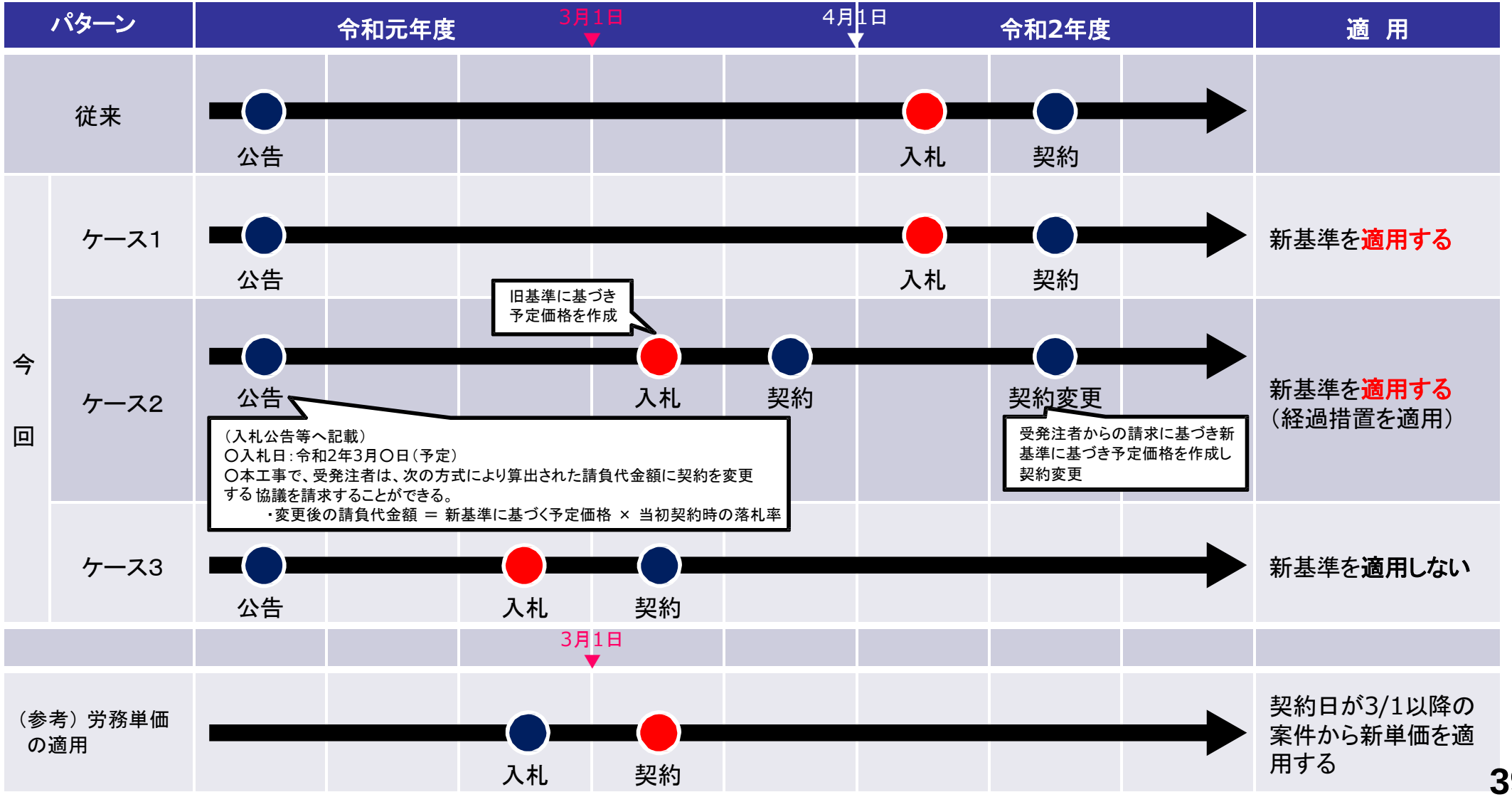

5. 標準歩掛の改定

土木工事標準歩掛の改訂

国土交通省

改訂のポイント

土木工事標準歩掛は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における単位施工量当り、若しくは日当りの労務工数、材料数量、機械運転時間等の所要量について工種ごとにとりまとめたもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、新規工種の制定及び 既存制定工種を改定

土木工事標準歩掛　　【14工種】

（1）新規制定【1工種】

①トンネル補修工（ひび割れ補修工）

（2）維持修繕に 関する歩掛の改定 【2工種】

①トンネル清掃工、②道路除雪工

（3）日当り施工量、労務、資機材等の変動により改定を行った工種 【11工種】

①仮橋仮桟橋工、
②架設支保工、
③ウェルポイント工、
④コンクリート工（砂防）、
⑤鋼製砂防工、
⑥連続鉄筋コンクリート舗装工、
⑦PC橋片持架設工、
⑧トンネル工（NATM）（発破工法）、
⑨トンネル工（NATM）（機械掘削工法）、
⑩小断面トンネル工（NATM）、
⑪トンネル工（NATM）仮設備工（防音扉工）

■新規制定工種の導入概要

トンネル補修工（ひび割れ補修工

【工法概要】
コンクリートに発生したひび割れ部分に対して、シール材を塗布後、圧縮空気、ゴムやバネの復元力などを 利用して加圧できる専用器具を用い、補修材料を注入する工法。

【歩掛適用範囲】

機　材　搬　入
↓
ひ び 割 れ 部 の 清 掃
↓
注　入　孔　の　設　置
↓
シール材塗布及び注入器具取付
↓
注入材の注入（追加注入含む）
↓
シ ー ル 材 及 び 注 入 器 具 撤 去
↓
仕　上　げ
↓
機　材　搬　出

ひび割れ部の清掃

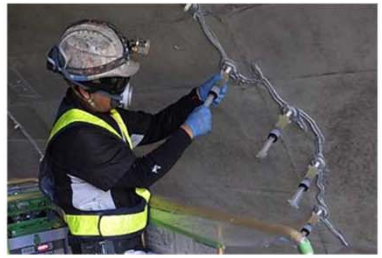
注入材の注入状況

注入材の注入状況（全景）

施工完了（補修完了）

土木工事　施工パッケージ関係

国土交通省

改訂のポイント

施工パッケージは、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における機械経費、労務費、材料費を含む単位施工量当り「単価」を施工パッケージ毎に設定したもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、施工パッケージ単価を改定

施工パッケージ関係歩掛　【12工種】

（1）維持修繕に関する歩掛の改定【2工種】

①塵芥処理工、②スノーポール設置・撤去工

（2）小規模区分の新設【1工種】

①土工（砂防）

（3）日当り施工量、労務、資機材等の変動により改定を行った工種【9工種】

①機械土工（残土受け入れ地での処理）、②安定処理工、
③基礎・裏込砕石工、④排水構造物（管（函）渠型側溝）、
⑤透水性アスファルト舗装工、⑥路側工（取外し）、⑦橋梁付属物施設設置工（橋名板取付）、
⑧橋梁付属物施設設置工（橋梁用高欄）、⑨橋梁付属物施設設置工（排水枡）

■改訂工種の概要

「塵芥処理工」の既存歩掛を一部改定

【工法概要】河川の堤防や高水敷、中州等の陸上部に堆積した塵芥を人力や機械により収集・集積を行う工法。

【改定概要】
○使用機械の見直し これまで人力とバックホウで行っていた堆積塵芥の積込・収集作業が、掴み装置付きバックホウに変更とな り、作業能力が向上したため、人力による積込補助作業が減少。
・堆積塵芥の積込収集　バックホウ（山積0.28m³）　→　掴み装置付きバックホウ（山積0.45m³）
・堆積塵芥の運搬　ダンプトラック（2t積級）　→　ダンプトラック（4t積級）
○編成人員の見直し
・積込補助作業を行っていた普通作業員の減少
○日当り施工量の見直し
・積込収集作業の効率化及び運搬車両の大型化による日当り施工量の増加

施工状況（収集）

施工状況（ダンプへの積込）

「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」の公表

施工パッケージ型積算方式の理解向上に資するため、施工パッケージ標準単価の代表機労材規格のうち、代表機械規格及び代表労務規格の参考数量を「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」として、国土技術政策総合研究所HPに掲載（令和2年3月公表）。
（http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm）

機械設備編の改定

国土交通省

■機械設備に関する歩掛は、工事17工種、点検・整備6工種について、毎年調査を行い、現行歩掛との乖離を確認の上、必要に応じ適宜改定。
■令和2年度については、**工事3工種（河川用水門設備、除塵設備、鋼製付属設備）の輸送費について改定**する。

機械設備積算基準改定歩掛【工事：17工種、点検・整備：6工種】

工事【17工種】

1．歩掛改定工種【3工種】
- ①河川用水門設備（中・大型水門、堰、小形水門）
- ④除塵設備
- ⑫鋼製付属設備

2．歩掛継続使用工種【14工種】
- ②ダム用水門設備
- ③揚排水ポンプ設備
- ⑤ダム施工機械設備
- ⑥トンネル換気設備
- ⑦トンネル非常用施設
- ⑧消融雪設備
- ⑨道路排水設備
- ⑩共同溝付帯設備
- ⑪車両重量計設備
- ⑬塗装
- ⑭発電設備（航空保安施設）
- ⑮ケーソンヤード設備
- ⑯下水道処理設備
- ⑰水管橋設備

点検・整備【6工種】

1．歩掛継続使用工種【6工種】
- ①水門設備
- ②揚排水ポンプ設備
- ③コラム形水中ポンプ設備
- ④トンネル換気設備
- ⑤トンネル非常用施設
- ⑥消融雪設備（消雪設備）

機械設備編の改定（一般管理費等率の改定内容）

国土交通省

調査・解析を行ったところ、一般管理費等率の改定内容は下記のとおり

工　事

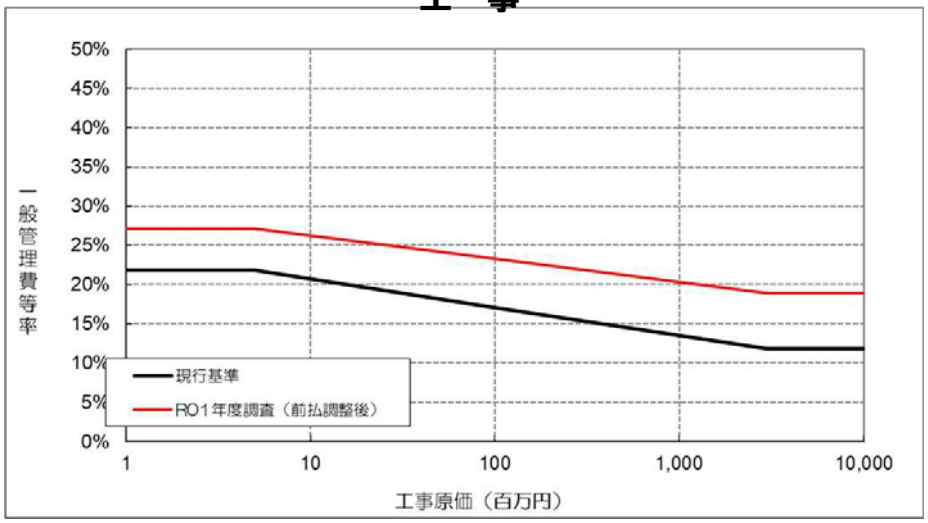

点検・整備

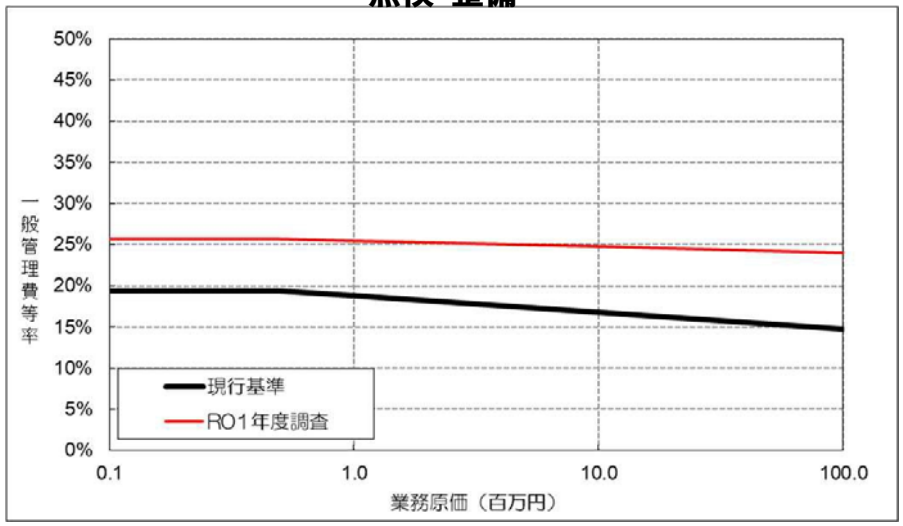

■現　行

対象額	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
工事	21.78 %	-3.5981Log(C1) + 45.883	11.78 %

対象額	50万円以下	50万円を超えるもの
点検・整備	19.37 %	-1.998Log(C1) + 30.76

■改　定

対象額	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
工事	27.00 % (+ 5.22 %)	-2.9648Log(C1) + 46.862	18.76 % (+ 6.98 %)

対象額	50万円以下	50万円を超えるもの
点検・整備	25.55 % (+ 6.18 %)	-0.7402Log(C1) + 29.76

電気通信編の改定

国土交通省

■電気通信に関する歩掛は、3工種について毎年調査を行い、現行歩掛との乖離を確認の上、必要に応じ適宜改定。
■令和2年度については、撤去に係る歩掛補正係数、機器管理費の運用について改定し、試行基準（デジタル陸上移動通信設備工、道路照明灯プレキャスト基礎、日施工量）の基準化する。

撤去に係る改訂概要

電気通信設備工事における「撤去」の取り扱いについて、平成30年度より機器の歩掛の補正係数 の変更を試行。今年度の実態調査等の結果から以下の通り本基準化を実施。なお、材料の撤去についても機器の撤去と実態は変わらないことから、併せて本基準化を実施。

【現行基準】
・撤去（再使用）新設歩掛に補正係数　0．5
・撤去（不使用）新設歩掛に補正係数　0．2

→

【新基準】
・撤去（再使用）新設歩掛に補正係数　1．0
・撤去（不使用）新設歩掛に補正係数　0．5

また、現行基準では、撤去（不使用）は、技術者・技術員を電工に読替えることとなっていたが、施 工現場においては、撤去作業を電工が作業していないため、読替えを廃止。

機器管理費の改定概要

機器管理費の補正について、現場実態を調査した結果、移設を対象に追加。

【現行基準】
機器移設する場合　補正対象外

→

【新基準】
機器移設する場合　補正係数　0．5を乗じて機器管理費を計上

試行基準の本基準化

①現在の試行運用中の下記の歩掛について本基準化を行う。
・デジタル陸上移動通信設備工
・道路照明灯プレキャスト基礎

②日施工量 現在試行中の電気通信設備工事における日施工量の算定手法の試行を終了し、本基準化を実施する。

【参考】
公共工事設計労務単価

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価について

国土交通省

単価設定のポイント

（１）最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定

（２）社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映　（H25より継続）

（３）労働基準法の改正による有給休暇の取得義務化をふまえて、義務化分の有給休暇取得に要する費用を反映

全職種

全　　国（20,214円）平成31年３月比；＋２．５％（平成24年度比；＋５１．７％）

被災三県（21,966円）平成31年３月比；＋２．９％（平成24年度比；＋６８．８％）

主要12職種

職種	全国平均値	平成31年度比	職種	全国平均値	平成31年度比
特殊作業員	22,137円	＋１．９％	運転手（一般）	19,675円	＋１．９％
普通作業員	18,895円	＋１．９％	型枠工	25,146円	＋２．６％
軽作業員	14,517円	＋２．１％	大工	23,315円	＋２．４％
とび工	24,855円	＋２．５％	左官	24,202円	＋２．６％
鉄筋工	24,807円	＋２．６％	交通誘導警備員Ａ	14,053円	＋２．４％
運転手（特殊）	22,633円	＋１．９％	交通誘導警備員Ｂ	12,321円	＋２．２％

注1）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出　　注2）被災三県における単価の引き上げ措置（継続）

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価について

国土交通省

○全国全職種平均値は最高値を更新し、20,000円の大台を突破。

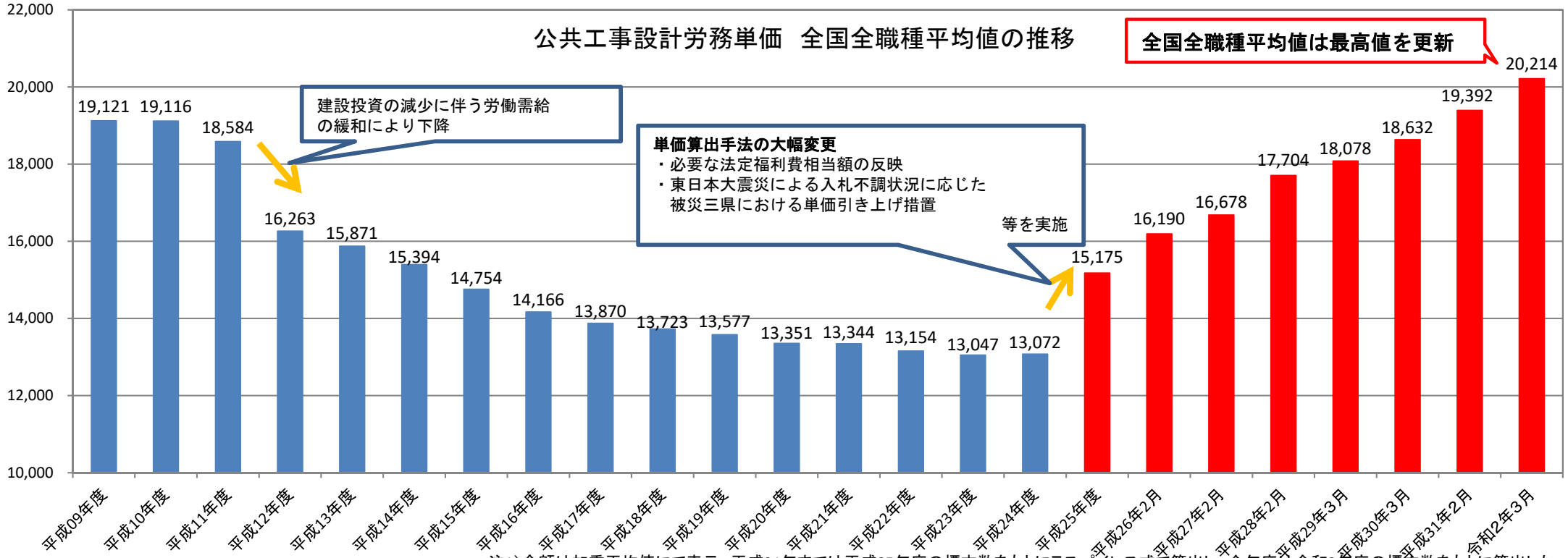

注1）金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、今年度は令和2年度の標本数をもとに算出した。
注2）平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

○伸び率については、8年連続の引き上げとなったが、全国平均の伸び率は過去8年間では最小の数値。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25		H26		H27		H28		H29		H30		H31		R02	H24比
全　　国	+15.1%	→	+7.1%	→	+4.2%	→	+4.9%	→	+3.4%	→	+2.8%	→	+3.3%	→	+2.5%	+51.7%
被災三県	+21.0%	→	+8.4%	→	+6.3%	→	+7.8%	→	+3.3%	→	+1.9%	→	+3.6%	→	+2.9%	+68.8%

注3）伸び率は単純平均値より算出した。

（参考）「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

国土交通省

- **労働者本人が受け取るべき賃金を基**に、日額換算値（所定内労働時間8時間）として**労務単価を設定**
  ⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- **労務単価**には、**事業主が負担すべき必要経費（法定福利費、安全管理費等）は含まれていない。**
- 事業主が下請代金に**必要経費分を計上しない**、又は下請代金から**必要経費を値引く**ことは**不当行為**

※下記は加重平均値を用いたイメージ図

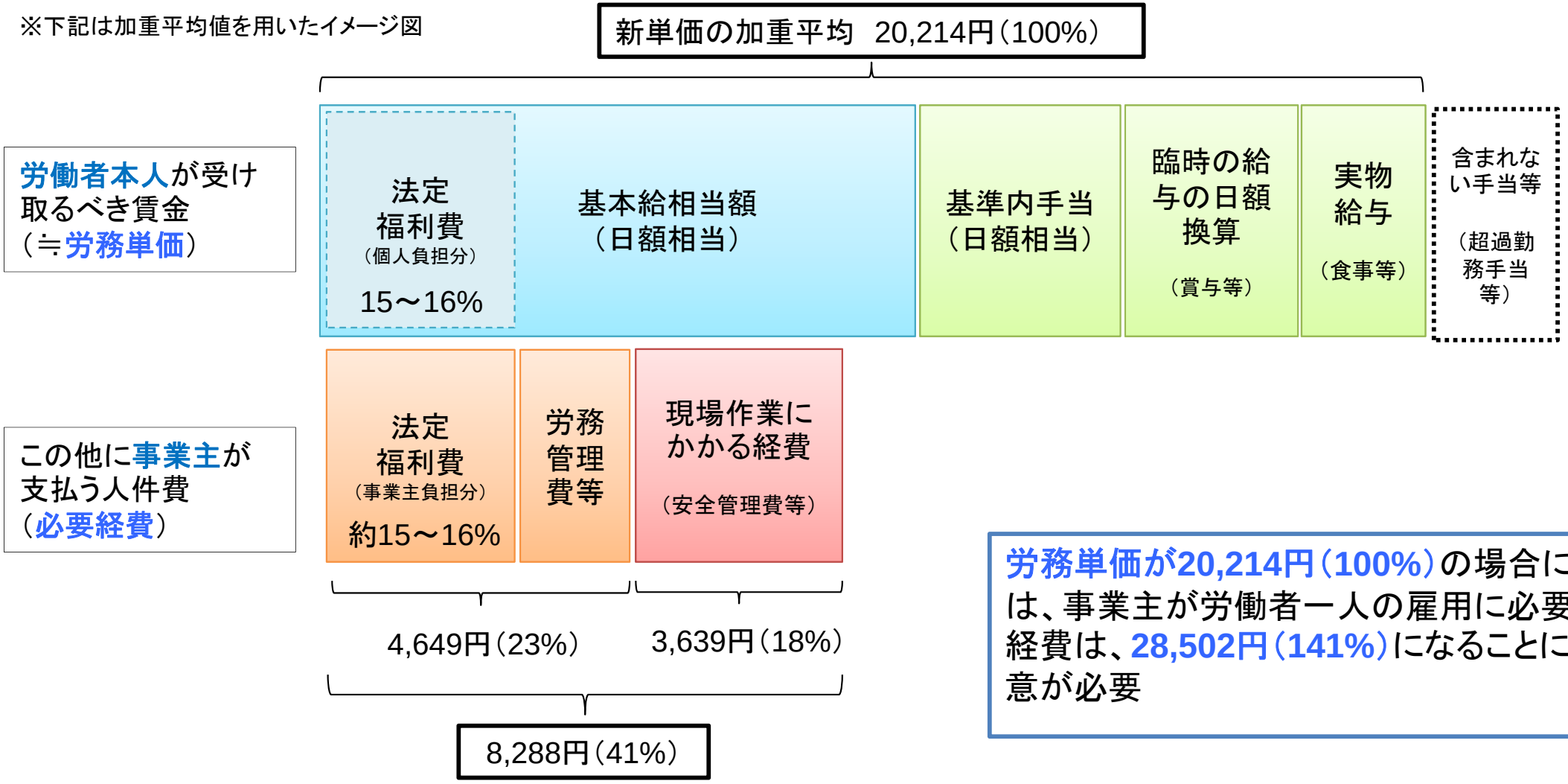

労務単価が20,214円（100%）の場合には、事業主が労働者一人の雇用に必要な経費は、**28,502円（141%）**になることに留意が必要

令和2年度
土木工事共通仕様書の改訂

令和2年度土木工事共通仕様書の改定について

【土木工事共通仕様書】

〇土木工事共通仕様書とは、契約書と設計図書の内容について、
・統一的な解釈と運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図ることを目的としたもの

〇発出された通達、改定された技術基準等に対応するため、基本的に2年ごとに大幅に改定
※H31（R1)に大幅改定

【共通仕様書等　改定内容】

（1）共通仕様書に引用されている技術基準等及び JISの改定状況等を確認し、共通仕様書との整合を図るための改定を実施（約150箇所）
（2）各地方整備局からの意見を踏まえ、表現の適正化等を実施（約30箇所）

【中国地方整備局版共通仕様書等　改定内容】

〇R1.4以降に発出された運用等を踏まえた改定を実施
〇平成31年度に全国版に掲載にされたことに伴う改定を実施
〇各部からの意見を踏まえ、必要となる項目を追記（砂防コンクリート・河川工事課）
〇使用頻度の高い工種で共通仕様書に掲載されていない工種の出来形管理基準・写真管理基準の追加
〇小構造物設計図集の改訂に伴い、新規追加されたKH-1-2について出来形管理基準・写真管理基準へ追加

【改定例１】土木工事共通仕様書（中国地方整備局版）

【改定内容　１】・砂防堰堤工事の発注件数増大に伴うレディーミクストコンクリートの標準配合の追加
・河川部からの意見を踏まえ改定を進める

【改定理由】直轄砂防事業において進められている砂防堰堤の整備にあたり、堤体コンクリートの標準配合として一般的に使用されている配合を追加する。

条文追加前

1-3-3-1　一般事項（ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ）

項以外	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
		追加	ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの配合は、契約書又は特記仕様書に定めのある場合を除き下記のとおりとする。なお、下表の使用区分の製品で、水セメント比が満足しない場合は、配合のうち呼び強度以外の項目が満足する製品を監督職員の承諾を得て使用することができる。

使用区分	粗骨材の最大寸法 mm	スランプ 注1 cm	呼び強度 N/mm^2	単位セメント量 kg以上	水セメント比 %以下	空気量 %	セメントの種類	摘要
１号	40	8	18	－	60	4.5±1.5	高炉Ｂ	無筋構造物
２号	20又は25	12	24	－	55	4.5±1.5	高炉Ｂ	鉄筋構造物
３号	20又は25	18	30	350	55	4.5±1.5	高炉Ｂ	場所打杭（深礎杭を除く）

注１　荷卸の目標スランプ

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物及びプレストレストコンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値の変更が必要な場合は監督職員と協議すること。

【改定例１】土木工事共通仕様書（中国地方整備局版）

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

条文追加後

1-3-3-1　一般事項（ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ）

項以外	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
		追加	ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの配合は、契約書又は特記仕様書に定めのある場合を除き下記のとおりとする。 なお、下表の使用区分の製品で、水セメント比が満足しない場合は、配合のうち呼び強度以外の項目が満足する製品を監督職員の承諾を得て使用することができる。

使用区分	粗骨材の最大寸法 mm	スランプ 注1 cm	呼び強度 N/mm^2	単位セメント量 kg以上	水セメント比 %以下	空気量 %	セメントの種類	摘要
１号	40	8	18	－	60	4.5±1.5	高炉Ｂ	無筋構造物
２号	20又は25	12	24	－	55	4.5±1.5	高炉Ｂ	鉄筋構造物
３号	20又は25	18	30	350	55	4.5±1.5	高炉Ｂ	場所打杭（深礎杭を除く）
４号	40	5	18	－	60	4.5±1.5	高炉Ｂ	砂防ダム

注１　荷卸の目標スランプ

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物及びプレストレストコンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値の変更が必要な場合は監督職員と協議すること。

※現状では各工事の特記仕様書に明記し運用している状況であるが、堤体コンクリートの標準配合として使用されているため、追記する。

【改定例２】土木工事共通仕様書（中国地方整備局版）

【改定内容　２】使用頻度の高い工種でありながら、出来形管理基準・写真管理基準に掲載が無い工種について追加（１／４）

【改定理由】出来形管理基準・写真管理基準に掲載の無い工種のうち、一般土木工事の中でも使用頻度の高い工種（小段排水工、縦排水工、張コンクリート）について追加し、工事書類の簡素化を推進する。

条文追加前

※記載なし

条文追加後

【 施工管理編 】出来形管理基準及び規格値　3-2-3　共通的工種

条	枝番	訂正・追加	工　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適　用
		追加	小段排水工 （ＫＨ－１－１）	厚さ	t	－２０	施工延長４０ｍにつき１箇所、施工延長４０ｍ以下のものは１施工箇所につき２箇所。	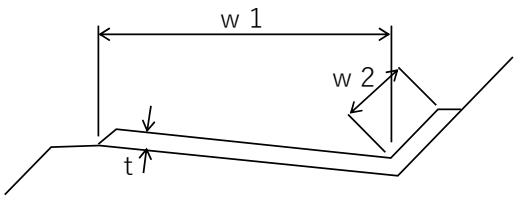	3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠
				幅	w 1 w 2	－３０			

【改定例３】土木工事共通仕様書（中国地方整備局版）

【改定内容　３】使用頻度の高い工種でありながら、出来形管理基準・写真管理基準に掲載が無い工種について追加（２／４）

条文追加後

【 施工管理編 】出来形管理基準及び規格値　3-2-3　共通的工種

条	枝番	訂正・追加	工　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適　用
		追加	縦排水工 （ＴＨ－１－１）	厚さ	t	－２０	施工延長４０ｍにつき１箇所、施工延長４０ｍ以下のものは１施工箇所につき２箇所。	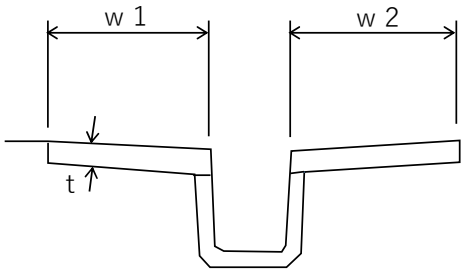	3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠
				幅	W１ W２	－３０			
		追加	張コンクリート工	厚さ	t	－２０	施工延長４０ｍにつき１箇所、施工延長４０ｍ以下のものは１施工箇所につき２箇所。	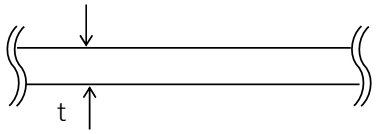	3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠

【改定例４】土木工事共通仕様書（中国地方整備局版）

【改定内容　４】使用頻度の高い工種でありながら、出来形管理基準・写真管理基準に掲載が無い工種について追加（３／４）

条文追加後

【 施工管理編 】写真管理基準　3-2-3　共通的工種

条	枝番	訂正・追加	工　種	写真管理項目			適　用
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
		追加	小段排水工 （ＫＨ－１－１）	幅 厚さ	２００ｍ又は１施工箇所に １回（埋戻し前）	代表箇所１枚	3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工） に準拠
		追加	縦排水工 （ＴＨ－１－１）	幅 厚さ	２００ｍ又は１施工箇所に １回（埋戻し前）	代表箇所１枚	3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工） に準拠
		追加	張コンクリート工	厚さ	１施工箇所に１回（施工後）	不要	3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工） に準拠

【改定例４】土木工事共通仕様書（中国地方整備局版）

【改定内容　４】小構造物設計図集の改訂に伴い、新規追加されたKH-1-2について出来形管理基準・写真管理基準へ追加（４／４）

条文追加後

【 施工管理編 】出来形管理基準及び規格値　3-2-3　共通的工種

条	枝番	訂正・追加	工　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適　用
		追加	小段排水工 （ＫＨ－１－２）	厚さ	t	－２０	施工延長４０ｍにつき１箇所、施工延長４０ｍ以下のものは１施工箇所につき２箇所。	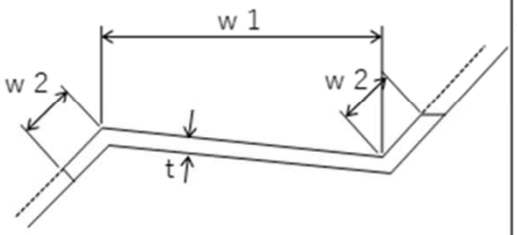	3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠
				幅	w 1 w 2	－３０			

【 施工管理編 】写真管理基準　3-2-3　共通的工種

条	枝番	訂正・追加	工　種	写真管理項目			適　用
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
		追加	小段排水工 （ＫＨ－１－２）	幅 厚さ	２００ｍ又は１施工箇所に１回（埋戻し前）	代表箇所１枚	3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠

工事の監督・検査等における取り組み

工事書類の簡素化

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

〇中国地方整備局では「土木工事書類作成マニュアル」（平成30年3月）などにより、工事書類の簡素化に努めているところですが、マニュアルの記載に無いものや記載があるものの周知されていない「作成不要な資料」「添付不要な資料」について具体例を明示した土木工事書類作成マニュアルにおける工事書類適正化の手引き（案）を作成しました。

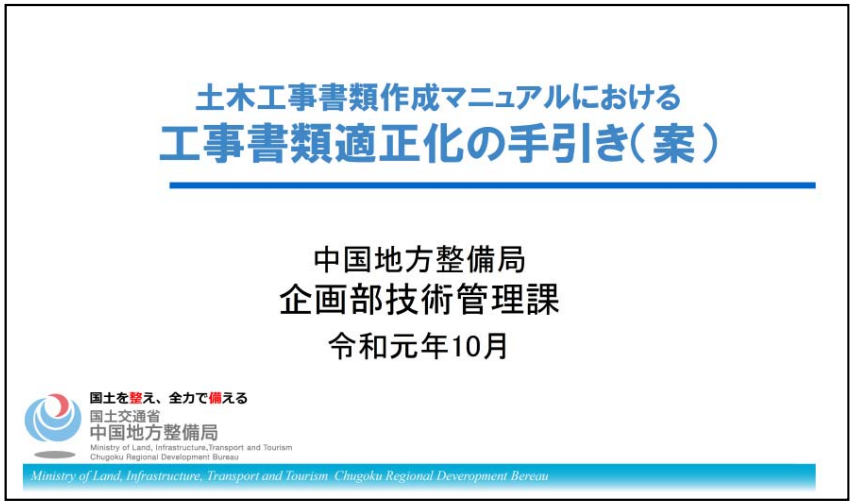

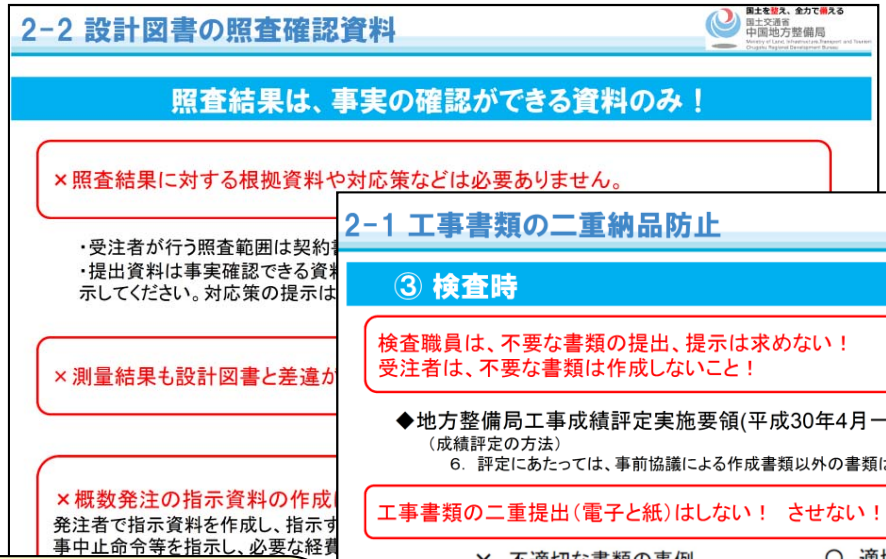

工事着手前、施工中、工事完成時及び検査時の工事履行中のおける場面において、「作成不要な資料」や「添付不要な資料」を明確にし、工事書類を簡素化しています。

検査書類限定型モデル工事の試行

〇中国地方整備局では検査時（完成・中間）を対象に資料検査に必要な書類を限定し監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減による効率化を目的に「検査書類限定型モデル工事」の試行を進めています。

□の書類は検査時に確認する書類（下表）

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳 （下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧材料品質証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

□の書類はそれ以外の書類

【試行対象工事】
〇アスファルト舗装工事
〇造園工事
〇塗装工事
〇維持修繕工事のうち河川維持工事、道路維持工事
　しゅんせつ工事
〇上記以外で請負金額が五千万円程度以下の工事

※検査書類限定型モデル工事において、監督職員は検査時に「施工プロセスチェック」を技術検査官に提出しチェック内容の説明を行う

主任技術者又は監理技術者の途中交代について

- 発注工事に対する柔軟な技術者配置を可能とすることを目的として技術者の途中交代要件を緩和する。
- 当面の措置として、「当該工事の主たる工種に係る工事が完了し、総括監督員が認める場合」は、監理技術者等の途中交代を認めることができるものとする。
- 交代後の技術者は、当該工事の“残る工種の同種工事の施工実績を有する者”とする。
- 当該措置の適用は、令和3年3月31日までとする。

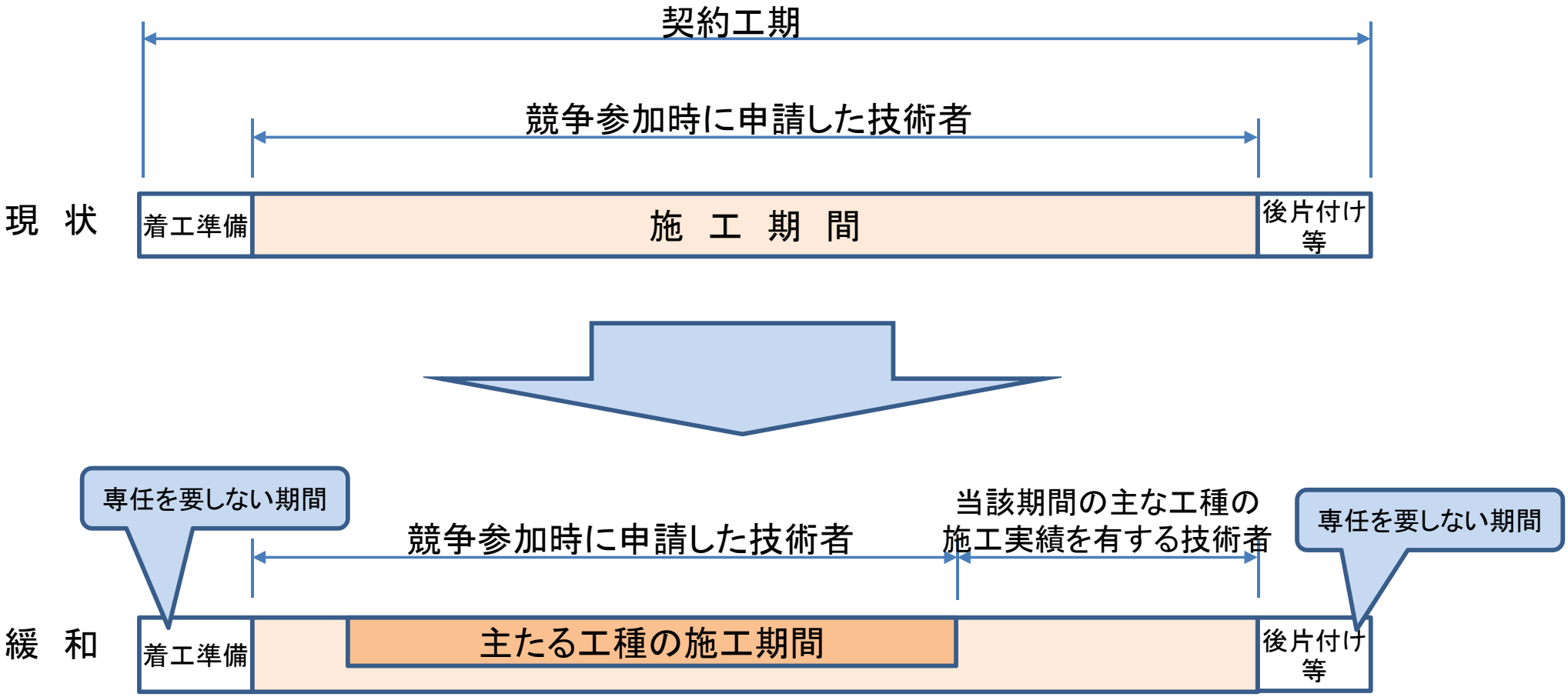

技術者交代要件について〔現行・緩和措置対照〕

技術者の途中交代要件の緩和	平成27年2月16日付け事務連絡
〔主任又は監理技術者の途中交代を認める条件〕 以下、①～⑤のいずれかに該当するとともに、主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）が途中交代しても支障が無いと総括監督員が認める場合において、監理技術者等の途中交代を認めることができるものとする。 ただし、原則として同一年度内に複数回の交代は認めないものとする。 ① 監理技術者等の死亡、傷病による就業不能、または退職等の真にやむを得ない理由により交代が必要と認められるとき。 ②受注者の責によらない理由により工期が延長された場合であって、延長前の工期を経過したとき。 ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行するとき。 ④ 工事が概ね完了したと認められるとき。 ⑤ ~~契約工期が1年を越える工事において、以下のいずれかに該当する場合。~~ ・主たる工種~~（競争参加資格で求めた同種工事の工種等）~~の工事が完了したとき。 ~~・土木工事請負契約書第32条の2に基づく検査（完済部分検査）が完了したとき。~~	〔主任又は監理技術者の途中交代を認める条件〕 以下、①～⑤のいずれかに該当するとともに、主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）が途中交代しても支障が無いと総括監督員が認める場合において、監理技術者等の途中交代を認めることができるものとする。 ただし、原則として同一年度内に複数回の交代は認めないものとする。 ① 監理技術者等の死亡、傷病による就業不能、または退職等の真にやむを得ない理由により交代が必要と認められるとき。 ② 受注者の責によらない理由により工期が延長された場合であって、延長前の工期を経過したとき。 ③ 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行するとき。 ④ 工事が概ね完了したと認められるとき。 ⑤ 契約工期が1年を越える工事において、以下のいずれかに該当する場合。 ・主たる工種（競争参加資格で求めた同種工事の工種等）の工事が完了したとき。 ・土木工事請負契約書第32条の2に基づく検査（完済部分検査）が完了したとき。

資材単価概略発注方式の試行導入

■ 資材単価については入札時における市場価格（物価資料、特別調査単価等）を適用
■平成３０年７月豪雨の復旧等に伴い、「特別調査価格等の官積算と実勢価格が乖離」、「入札時と施工時の資材調達時の実勢価格が乖離」する事象が認められる資材については、施工時の市場価格を適用
■当初発注においては直接工事費に対する率積算、別途指示する使用材料の条件・仕様の詳細に基づき、変更契約

◆資材単価概略発注方式のイメージ

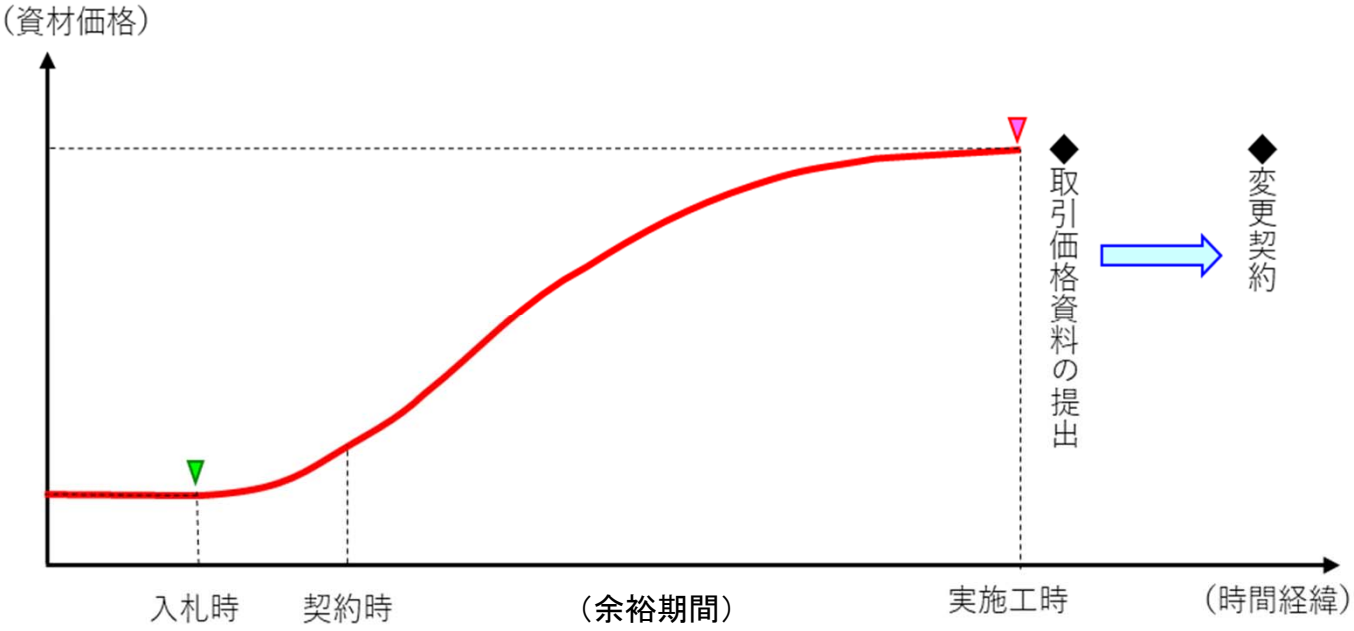

▼：当初積算

該当細別（材料費＋設置手間）＝主工種の種別（直接工事費）※1×α※2

※1　主工種が必要資材と同種別の場合は、同種別の主細別(直接工事費)とする。

※2　$\alpha = \dfrac{\text{該当細別（材料費※3＋設置手間）}}{\text{主要種別（細別）の直接工事費}} \times 100$

※3　材料費は、類似材料の物価資料等の掲載単価【省力化】

◆手続きの流れ

資材価格動向の把握
（業界の意見交換等）
↓
資材単価の概略発注
（概略積算、一式契約）
↓
着手前に具体的数量・構造
を「指示」
↓
指示月単価にて契約変更
（注文書・請負書等で取引価格確認）

【現場説明追加事項記載例】

本工事は、契約内容の一部を直接工事費に対する率計上により積算する事により、入札時の不調不落対策を目的とした試行工事である。 なお、率計上の対象細別については、●●●●とする。この試行工事は、当初契約時において率計上（直接工事費（●●●●（種別））×○○%）で予定価格を決定し、契約後、監督職員が受注者に●●●●の条件・仕様の詳細について指示する。その後、変更契約時において、率計上分を入札時の市場価格と指示内容に基づき変更することで予定価格の決定を行う。

ご静聴ありがとうございました。